

1 室蘭工業大学

(1) 研究倫理教育の体制

研究倫理教育の体制については、国立大学法人室蘭工業大学における研究活動等の不正防止に関する規則に基づき、コンプライアンス推進責任者である副学長が、最高管理責任者である学長及び統括管理責任者である理事の指示の下、教職員等に対する不正防止のための教育の実施及び受講状況の管理監督、研究活動等の取組のモニタリング及び改善指導を行うとともに実施状況を確認し、統括管理責任者への報告を行っている。

機関全体の実施計画については、第3期中期目標・中期計画に基づき、年度計画を策定している。

第3期中期目標においては、「特に研究活動等の不正防止について、学長のリーダーシップの下、不正が起こらないような組織風土を醸成する。」と定めており、第3期中期計画においては、「研究活動の不正行為の防止及び研究費の不正使用の防止のために、関係教職員等全員を対象に継続的に倫理教育等を実施し、未受講者及び成績不良者に対して研究活動の制限等を行う。」と定めている。

平成29年度の年度計画においては、「関係教職員等を対象に倫理教育等を実施するとともに、受講率を100%とするための方策を講じる。」と定めている。

第3期中期目標・中期計画及び年度計画の策定においては、執行部と部局等が連携して原案を作成し、教育研究評議会、役員会の議を経て決定している。

研究機関における研究倫理教育の履修管理については、以下の通り行っている。

①教職員に対する研究倫理教育

履修管理については、日本学術振興会の「研究者倫理 e ラーニングコース」の修了証明書と誓約書の提出により事務局で一括して行っている。また、受講者が e ラーニング内のテストを行い、理解度を深めている。

②学生に対する研究倫理教育

全学必修科目の「インターサイエンス」、「情報メディア基礎」、「技術者倫理」については、本学で導入している履修管理システム「キャンパススクエア」で管理・把握している。また、日本学術振興会で開発した「研究倫理 e ラーニングコース」については、e ラーニングシステムとセットで管理システムが用意されており、この中で履修状況を確認している。

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究者等について、機関全体として実施している研究倫理教育については、国立大学法人室蘭工業大学における研究活動等の不正防止に関する規則に基づき、研究活動不正防止研修を以下のとおり実施している。

①研究倫理教育：

- ・論文及び研究成果を発表する研究活動に携わる者に求められる倫理規範等を修得させるための教育としている（第2条第5項第2号）。

②趣旨・目的・主催者：

- ・不正行為等を防止するため、構成員に研究活動等の不正防止のための教育を受講させている（第8条第1項）。
- ・本学構成員の責務として、構成員となった時点で本学が定める不正防止のための教育を必ず受けなければならない。また、最高管理責任者が指定する教育を定期的に受けなければならないとしている（第9条第3項）。
- ・教育を最初に受ける際に教育内容を理解したこと等を明記した誓約書を最高管理責任者に提出しなければならないとしている（第9条第4項）。

③実施概要等：

- ・本学の公的研究費（競争的資金を中心とした公募型の研究資金や運営費交付金等、本学が扱う全ての経費）の運営管理に携わる全ての教職員（非常勤職員や共同研究を行う民間企業からの出向者等を含む）を対象としている。（第4条）
- ・本学ホームページの教職員向けページを利用した個人学修による教育を実施している。
- ・教育の未受講者に対しては、予算執行権限を停止するとしている。

大学としては、公的研究費の運営管理に携わるすべての教職員が研究を実施するために研究倫理教育を受講することは極めて重要と考えており、研究倫理教育の受講の徹底を図るために、未受講者に対して予算執行権限を停止することとしたものである。（受講率は100%となっている。）

(3) 学生に対する研究倫理教育

学生の研究倫理教育については、初年次から研究公正に関する感性を高めるために、全学必修科目「インターサイエンス」「情報メディア基礎」において、とくにFFPに関する共通教材を使い啓蒙を徹底している。さらに「技術者倫理」において、研究倫理に係る判断と行動に繋がる教育を実施している。

具体的には、技術者倫理の基本概念を説明し、技術者として身につけなければならない基礎的な技術者倫理に関する知識を修得させ、その上で具体的な事例をとおして、技術者の判断が社会や環境に与える影響を理解させ、倫理的ジレンマの解決方法を多様な価値観を踏まえ考察させている。なお、本授業では、講義、グループ討論、調査、分析、発表等を実施している。

授業科目「技術者倫理」については以下のような内容を実施している。なお、本科目は学科毎で設定し実施している。「技術者倫理」は昼間コース学部3年生を対象に、後期15週科目として毎週2時間実施しており、全学科において必修科目としている。これは、4年生に研究室配属が行われることから、授業科目「技術者倫理」はその直前期にあたる3年生後期に設定しているものである。

- 第1週 技術者、技術者倫理とはなにか
- 第2週 事例研究
- 第3週 倫理とは
- 第4週 内部告発
- 第5週 技術者倫理の解決法
- 第6週 事例研究
- 第7週 企業倫理とはなにか
- 第8週 ヒューマンエラー
- 第9週 ～ 第12週 グループ討論
- 第13週 ～ 第15週 発表会
- 第16週 定期試験

また、学部4年生、大学院修士課程1年生及び大学院博士課程1年生を対象に日本学術振興会の「研究倫理eラーニングコース」を9月から12月までを受講期間に設定して実施している。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類の保存期間や保存方法については、国立大学法人室蘭工業大学における研究活動等の不正防止に関する規則において、以下のとおり定めている。

①保存する研究データの範囲

- ・実験の生データ、実験ノート、実験試料及び実験のために使用するプログラム等、外部に発表する論文及び研究成果を導出するために必要とした各種データ等としている(第2条第6項)。
- ・構成員及び学生が外部に発表した研究成果に関するものとする(第28条)。

②研究データの保存期間

- ・研究データの保存期間は、研究成果の発表時点から原則5年としている(第29条第1項)。
- ・研究分野の特性により、5年を超えた保存期間の設定が必要な場合は、研究成果の発表時点で構成員が自ら期間を定めることができるものとしている(第29条第2項)。
- ・保存する研究データの中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、

当該データについてはその法令等の定める期間に合わせて保存期間を定めるものとしている。ただし、法令等の保存期間が5年未満で期間満了後の即時破棄が明記されていない場合には、第1項の期間に準じて保存期間を定めるものとしている（第29条第3項）。

- ・共同研究や外部から研究データを受領するにあたり、研究データの保存期間に関する契約若しくは定めが別途ある場合は、契約等で定められた期間に合わせて保存期間を定めるものとしている（第29条第4項）。

③研究データの管理方法

- ・個々の構成員単位で研究データ保管管理簿に、研究成果を発表した都度、情報を追記して管理するものとしている（第30条第1項）。
- ・学生の研究データについては、指導教員の研究室単位で管理簿に、指導教員の責任のもと研究成果を発表した都度、情報を追記して管理するものとしている（第30条第2項）
- ・保存期間を経過した研究データについては、適切に破棄するとともに管理簿の情報も適切に修正するものとしている（第30条第3項）。
- ・コンプライアンス推進責任者は、部局等における管理状況を定期的に確認し、適正に研究データが保存されていることを確認し、状況を統括管理責任者に報告するものとしている（第30条第4項）。

保存対象の研究データについては、国立大学法人室蘭工業大学における研究活動等の不正防止に関する規則において、保存するデータは、不正等を指摘された際に科学的根拠を持って不正が無いことを証明することができると考えられるものを構成員が自ら決めるものと定めている。

また、この観点に準じて、学生の研究成果に関する研究データについては、指導教員の責任のもと決めるものとし、複数の研究者と共同で行った研究成果の研究データについては、構成員が担当した部分について証明が可能な研究データを保存するものと定めている。（第28条）

研究データの保存については、データ管理簿として全学的に統一的な様式を定め、データの所在情報等を管理する仕組みを導入し、機関としてデータ管理を工夫している。

転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、国立大学法人室蘭工業大学における研究活動等の不正防止に関する規則において、以下のとおり定めている。

- ・学外への異動者が管理する研究データ（指導する学生の研究データも含む。）については、研究データ引継ぎ等証明書を作成の上、原則本学が継続して管理し、保存するものとしている（第31条第1項）。

- ・学外への異動者は他機関で研究を継続する等の理由で自らの研究データを持ち出した場合は、管理簿及び証明書をもとに作成した持ち出しデータのリストにより統括管理責任者に申請し、承認を得て持ち出すことができるものとしている。ただし、持ち出す研究データは複製を作成し、オリジナル又は複製を本学に残すこととし、複製が難しい研究データについてはその取扱についてコンプライアンス推進責任者と個別に協議し、決定するものとしている（第31条第2項）。
- ・コンプライアンス推進責任者は、学外への異動者の研究データをどのように引き継ぐか予め決めておくものとしている（第31条第3項）。
- ・学外への異動者が残し、本学が継続して管理し、保存する研究データについては、予め決められた保存期間の中で管理し、保存期間経過後は適切に破棄するものとしている。なお、研究データは研究者個人のアイディア及びノウハウ等が含まれるものであることから、研究データの管理及び保存に係る業務又は不正行為等の調査以外に使用してはならないとしている（第31条第4項）。
- ・新たに採用され構成員となる者が他機関から持ち出した研究データで、成果の発表から本規則で規定する期間を経過していないものについては、管理簿を作成し、管理及び保存を行うものとしている（第31条第5項）。

（5）その他研究公正の推進に向けた取組

「国立大学法人室蘭工業大学における研究活動上の不正防止に関する規則」において、管理に資するため様式を整備している。

- ・研究倫理教育の実施に関しては、教育実施後に、教育内容を理解したこと等を明記した「誓約書」を提出させ、保管している。
- ・研究データについては、「研究データ保管管理簿」に、研究成果を発表した都度、情報を管理するものとしている。
- ・学外への異動者が管理する研究データについては、「研究データ引継ぎ等証明書」を作成し、原則大学が継続して管理し、保存するものとしている。

別記様式第1号（第8条、第9条関係）

年 月 日

誓 約 書

国立大学法人
室蘭工業大学長 殿

所属 _____

氏名（自署） _____

生年月日（西暦） _____ 年 月 日

私は、 _____ 年度の業務を遂行するにあたり、室蘭工業大学が指定する研究活動等の不正防止に関する教育を受講し、その内容を理解したことを約束します。
また、国立大学法人室蘭工業大学行動規範及び国立大学法人室蘭工業大学における研究活動等の不正防止に関する規則等の関係諸規則等を遵守し、研究活動等の不正行為及び不適切行為を行わない、させない、黙認しない、かつこれに加担しないことを約束します。

なお、関係諸規則等に違反して不正行為及び不適切行為を行った場合は、室蘭工業大学、公的研究費の配分機関の処分及び法的な責任を負い、その損害を賠償することを約束します。

誓約書

別記様式第2号(第30条、第31条関係)

研究データ保管管理簿

保管管理者: _____

記録No.	表紙にタイトル	発着所属名等	表紙日	保存期間	データ保管予定日	データの保管場所等	保存する研究データ等	データ保管日	備考
				5年					
				5年					
				5年					
				5年					
				2年					
				2年					
				5年					
				5年					
				5年					
				5年					
				5年					
				5年					
				5年					
				5年					
				5年					
				2年					
				2年					
				5年					
				5年					
				5年					
				5年					
				5年					
				5年					
				5年					
				5年					

別記様式第3号（第31条関係）

研究データ引継ぎ等証明書

<申請者記入欄> 記入日 年 月 日
所属
氏名（自署）

下記のいずれかにチェックを入れ、必要なリストの添付、研究データの引継ぎ等を行ってください。

- 全ての研究データを室蘭工業大学に残していく。
一別記様式第2号「研究データ保管管理簿」をもとに、コンプライアンス推進責任者が指名する確認者に研究データの引き継ぎを行い、引き継ぎ完了の確認を受けてください。
- 一部又は全ての研究データの持ち出しを行う。
一別記様式第2号「研究データ保管管理簿」をもとに、学外に持ち出す研究データとそうでないものが分かるリストを作成し、コンプライアンス推進責任者が指名する確認者に研究データの引き継ぎを行い、引き継ぎ完了の確認を受けてください。

<確認者記入欄> 記入日 年 月 日

申請者の申請内容に基づき、研究データの現物確認、引継ぎ等を完了したことを証明いたします。

所属
氏名（自署）

<決裁欄> 最終決裁日 年 月 日

（最終判断者）

統括管理責任者	コンプライアンス 推進責任者

研究データ引継ぎ等証明書

2 山形大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育については、平成 27 年 3 月の役員会及び教育研究評議会において一部改正した「山形大学の研究活動における行動規範に関する規程」、及び同年 5 月に、山形大学研究活動に関する行動規範委員会において制定した「山形大学における研究倫理教育に関する指針」により、以下のとおり取り組んでいる。

【実施体制について】

・全学的な取り組みを推進するため、学長を業務統括の最高責任者とし、研究担当理事・副学長を業務実施の責任者とした。また、研究分野の特性及び部局の実情を踏まえた研究倫理教育を行うため、部局長を研究倫理教育責任者とした。

(1) 学長

本学全体の研究活動における行動規範の遵守、不正行為の防止及び不正行為への対応に関する業務を統括する。

(2) 研究担当理事・副学長

学長を補佐し、研究活動における行動規範の遵守、不正行為の防止及び不正行為への対応に関する業務を行う。

(3) 部局長

当該部局の研究活動における行動規範の遵守、不正行為の防止及び不正行為への対応に関する業務を行う。

(4) 研究倫理教育責任者

各部局長を研究倫理教育責任者とし、研究者に求められる倫理規範を修得させるための教育について責任を持って実施する。

(5) 研究活動に関する行動規範委員会

研究活動における行動規範の遵守及び研究倫理教育等不正行為防止策を検討する審議機関。研究担当理事・副学長が委員長を務める。

実施計画については、第 3 期中期目標・中期計画及び年度計画を踏まえ、全学的に取り組んでいる。

○中期目標

・経理の適正化、情報セキュリティ、研究における不正行為・研究費の不正使用の防止等について、法令等に基づく適正な業務執行を徹底する。

○中期計画

・研究における不正行為・研究費の不正使用の防止等に係る意識を向上させるため、第 2 期中期目標・中期計画期間に改正した規定や整備した体制の下で、研究者及び学生の倫理教育を継続

的に実施するとともに、不正行為や不正使用を事前に防止するための管理責任体制の在り方を定期的に点検・評価し、必要に応じて改善策を講じる。

○平成 29 年度計画

- ・研究における不正行為・研究費の不正使用の防止等に係る意識を向上させるため、不正行為防止の管理責任体制についての点検を継続する。また、各学部・研究科においては不正行為や不正使用を事前に防止するために研修会等を継続的に開催する。さらに、研究費の不正使用の防止に向けて「適正経理管理室」がすべてのキャンパスを対象にモニタリングを実施し、結果について点検・評価を行う。
- ・各部局研究倫理教育責任者から前年度末時点の研究者の研究倫理教育履修状況を報告させるとともに、全学的な「研究倫理教育履修状況管理台帳」を作成し管理することを継続する。また、履修状況を把握し、必要に応じて研究倫理教育責任者に対し通知等を行う。

責任や役割分担については、全学においては、学長を業務統括の最高責任者とし、研究担当理事・副学長を業務実施の責任者としている。全学的に調整が必要な事項については、研究担当理事・副学長が委員長を務める「研究活動に関する行動規範委員会」で審議を行うこととしている。部局においては、各部局長を研究倫理教育責任者とし、当該部局における研究者の研究倫理教育の実施及び履修状況の確認を行っている。

上記に加え、医学部・医学系研究科においては、以下のとおり実施している。

- ・研究者等の研究倫理意識の醸成のため、「医学系研究の倫理等に関する研修会」を年 1 回以上開催している。
- ・研修においては、医学部倫理審査委員会委員長、利益相反マネジメント委員会委員長、大学院委員会委員長がそれぞれ医学系指針、COI マネジメント、研究倫理の講義を担当している。

研究倫理教育の履修管理については、研究倫理教育を履修した者は、研究倫理教育責任者（各部局長）に履修済みの報告書等を提出し、研究倫理教育責任者（各部局長）は、当該部局の履修状況を管理することとしている。研究倫理教育責任者（各部局長）は、前年度末時点の当該部局の履修状況について、「研究倫理教育履修状況管理台帳」を作成して研究担当理事・副学長に報告することとし、研究担当理事・副学長が全学の履修状況を把握している。

別記様式2

研究倫理教育履修状況管理台帳

部局名	氏名	採用日 (H27.4.1 在籍者 は省略 可)	退職日	研究倫理教育履修完了日										
				H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	
(記入例)														
〇〇学部	山形 太郎	27.6.1		27.6.20										

研究倫理教育履修状況管理台帳

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究者等に機関として実施している研究倫理教育については、山形大学の研究活動における行動規範に関する規程において、研究活動の基本姿勢及び研究者の行動規範を定め、研究者に求められる倫理規範を修得させるための研究倫理教育を行うこととしている。また、業務統括の最高責任者である学長、及び業務実施の責任者である研究担当理事・副学長のもと、研究分野の特性及び部局の実情を踏まえた研究倫理教育を行うため、部局長を研究倫理教育責任者とし、研究倫理教育責任者が当該部局の研究倫理教育の実施及び履修状況の確認を行うこととしている。

(3) 学生に対する研究倫理教育

学生及び大学院生について、学部・研究科において実施している研究倫理教育については、山形大学の研究活動における行動規範に関する規程に基づき、研究活動に関する行動規範委員会（平成 27 年 10 月 15 日開催）において、学生に対する研究倫理教育の推進について審議し、未実施及び検討中の部局においては平成 28 年度から実施することを決定し、以下のとおり実施している。

【学部】

(人文社会科学部) 基盤教育科目「スタートアップセミナー」、「卒論指導」において実施

(地域教育文化学部) 基盤教育科目「スタートアップセミナー」、専門科目「課題研究等の授業」において実施

(理学部) 基盤教育科目「スタートアップセミナー」において実施

(医学部) 医学科：専門科目「社会医学・医療学（医療情報）」、及び研究室研修前のガイダンスにおいて実施

看護学科：専門科目「看護研究入門」、「看護研究」、及び研究室研修前のガイダンスにおいて実施

(工学部) 専門科目「技術者倫理」において実施

(農学部) 専門科目「食料生命環境学実験実習」において実施

【大学院】

(社会文化システム研究科) 「オリエンテーション」、「修論指導」において実施

(地域教育文化研究科) 専門科目「課題研究等の授業」又は「特別研究等の授業」において実施

(教育実践研究科) 専門科目「教職実践プレゼンテーション I」において実施

(医学系研究科) 医学専攻：専門科目「行動規範教育」（「CITI-Japan プロジェクト e-learning プログラム」の履修を含む）において実施

看護学専攻：専門科目「行動規範教育」（「CITI-Japan プロジェクト e-learning プログラム」の履修）において実施

(理工学研究科) 「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）」の通読により実施

(有機材料システム研究科)「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得― (日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)」の通読により実施
(農学研究科)「オリエンテーション」において実施

学修内容については、各学部や研究科で分野の特性等をふまえたものとしている。

- ・人文社会科学部・社会文化システム研究科では、参考文献の扱い方、引用の方法、データの扱い方などを中心に論文の作成方法や研究の進め方を指導教員(演習担当教員・卒論指導教員・大学院指導教員)が学生に教育している。
- ・理工学研究科では、教材として「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得― (日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)」を用いている。
- ・医学系研究科では、CITI-Japan プロジェクト e-learning プログラムを必修としている。また、医学部では、医学科は専門科目「社会医学・医療学(医療情報)」、看護学科は専門科目「看護研究入門」、「看護研究」において研究倫理教育に関する講義履修、及び研究室研修前のガイダンスの受講を必修としている。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

研究データの保存については、山形大学の研究活動における行動規範に関する規程において、「研究者は、実験・観察ノート等の研究データを一定期間保存し、学長、副学長又は部局長の求めに応じ、開示しなければならない。」と規定し、研究データを一定期間保存することを義務づけている。

保存すべき研究データの内容、保存期間については、平成27年3月6日日本学術会議回答「科学研究における健全性の向上について」を参照し、研究分野の特性及び部局の実情を踏まえた取組みを行うため、同規程において、「研究データの内容、保存期間については、各部局において定める。」こととしている。

【研究データの内容】

- ・研究活動の過程を記録する実験ノート、論文や報告等研究成果発表のもととなった文書、数値データ及び画像など及びその電子データ等の研究資料、並びに試料(実験試料、標本)や装置等としている。

【保存期間】

- ・研究資料については、人文社会科学部は2年、地域教育文化学部、工学部、農学部は10年、理学部は電子化されているもの10年、電子化されていないもの5年。
- ・また、医学部においては、論文中の図表作成の由来となった結果に関する実験データ及び実験ノートのコピーをファイルにまとめ、5年間はcorresponding author(責任著者)及び執筆者が分担に応じてそれぞれ保管し、5年経過後は、corresponding author(責任著者)又は執筆者のいずれかが責任を持って保管することとしている。
- ・試料(実験試料、標本)や装置等の「もの」については、人文社会科学部は2年、地域教育文化学部、理学部、工学部、農学部は5年、医学部は実験担当者と実験責任者が相談して決定。

保存対象の研究データと廃棄する研究データについては、人文社会科学部、地域教育文化学部、理学部、工学部、農学部では、規程に基づき、各研究者が判断している。医学部では、「山形大学医学部研究倫理教育の指針」に基づき、実験担当者が実験責任者と相談して判断している。転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、規程に基づき、部局ごとに判断している。

- ・人文社会科学部、理学部、農学部では、規程に基づき、当該研究者が判断している。なお、工学部では、国の研究開発プロジェクトや企業との共同研究が実施される等、大学として秘匿する必要があるものについては、研究者と協議の上、大学が保管する場合もある。
- ・地域教育文化学部では、退職並びに転出の際のデータ廃棄方法について研究開始許可を求める段階で取り決めることとしている。
- ・医学部では、研究成果有体物については、研究者が転出先に移管する場合、転出先機関からの申し出により、医学部長が承認した上で無償譲渡手続を行っている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

研究活動上における不正行為防止策の一環として、学術論文等の剽窃検知ツール「iThenticate」（アイセンティケイト）を平成26年11月から導入している。

山形大学における教員の個人評価では、教員が定期的に自己点検を行い、部局長へ報告することを義務付けており、教員個人評価票（項目別自己点検）においては、教育、研究、社会連携、管理運営、診療の5領域が定められている。研究については研究発表など評価項目が7項目あり、研究活動に関して守るべき作法（実験・観察ノート等の記録媒体の作成、保管や試験試料の保存、剽窃の有無、研究費の適切な執行等）についても個人評価の評価項目として取り上げている。

様式3

教員個人評価調査票（項目別自己点検）

提出年月日： 年 月 日

主担当部局	氏名
-------	----

領域	評価項目	自己点検	自己評価
教 育	教育達成目標とその妥当性	9ポイントで132字入る	
	目標達成状況		
	教育内容面での取組と改善方策		
	教育方法での取組		
	成績評価での取組		
	学生に対する支援		
研 究	研究発表（文献）		
	研究発表（口頭、ポスター）		
	芸術・建築・体育系分野の業績		
	その他研究に係わる業績		

	外部研究費の導入		
	所属部局外の組織との共同研究		
	研究活動に関して守るべき作法		
社 会 連 携	生涯学習支援等への貢献		
	学外の審議会、委員会への参画		
	学外の各種調査、研究会等への参画		
	病院等における診療活動及び医療支援		
	教育臨床		
	国際貢献		
	産業支援		
	他大学等における教育支援（非常勤講師を除く。）		
	部局長等		

3 物質・材料研究機構

(1) 研究倫理教育の体制

研究倫理教育については、機構全体の体制として、総括責任者の下、研究倫理教育について実質的な責任と権限を有する者として、研究拠点・部門等ごとに研究倫理教育責任者（拠点長/部門長/センター長）を置き、所属する研究者等が研究倫理に関する研修を適切に受講するよう、把握・指導を行っている。

機関全体での実施計画については、内部統制推進本部内部統制推進室において、前年度末に翌年度機関が実施する研究倫理教育などの研修計画を立て、スケジューリングを行っている。また、研究拠点等において、研修を優先的に受講させる者の選別や受講連絡を行っている。

研究倫理教育の履修管理については、CITI Japan プログラム (e ラーニング) について、内部統制推進室職員が成績管理者となり、APRIN が管理する CITI Japan Web サイトを利用した履修管理を行っている。また、理解度の把握については、CITI Japan プログラムが「必須受講科目における理解度テストの正解率が平均 80%以上」で修了となるため、修了済みか否かで受講者の理解度を把握している。

なお、機構内における研究倫理教育に関して、運営会議、内部統制委員会の各部会等の場で必要に応じて指導・指示を受け、改善に結びつけている。

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究者に対する研究倫理教育については、公正な研究活動を推進するために必要な作法の修得や研究者倫理のさらなる向上のための研究倫理教育を実施している。また、新規採用者等に対して、機構のルールや業務について説明するとともに、コンプライアンス・研究（費）不正等についても触れて意識を高めているほか、全職員に対して、コンプライアンスに関する啓蒙活動を行っている。

<e ラーニング>

①CITI Japan プログラム

「責任ある研究行為：基盤編（理工系）」を履修義務化。

【必修単元】

- 1.研究不正
- 2.工学研究におけるデータの管理上の倫理問題

- 3.責任あるオーサーシップ
- 4.理工学研究領域の論文発表とピア・レビュー
- 5.理工学分野における共同研究
- 6.研究者の社会的責任と告発
- 7.公的研究費の取扱い

※職種に応じて3コース設定し、必須受講科目数は異なる（最大7単元）。

平成29年1月より受講開始。教材の内容が改定されるなどした際には、改めて受講を依頼。

<セミナー等>

②研究倫理に関する研修会

研究外部講師を招いた、研究（費）不正防止、研究者倫理等に関する研修会を定期的に（年1回程度）実施。

- ・平成28年度 研究不正・研究費不正に関する研修会を1回（日本語）実施
- ・平成29年度 研究倫理に関する研修会を2回（日本語1回、英語1回）実施

③新任GL研修（主催者：人材部門人材開発・大学院室）

新任のGLを対象に定期的に（年1回程度）実施。研究倫理・コンプライアンスを組み込んで実施している。

④ICYSオリエンテーション（主催者：人材部門若手国際研究センター）

新規に採用された外国人を対象に、定期的に（2か月に1回程度）実施。NIMSで働くための一般的な情報、研究成果について留意すべき点、安全管理等について説明を行うほか、コンプライアンス、研究不正・研究費不正についても説明を実施している。

- ・平成28年度 6回開催
- ・平成29年度 6回開催

⑤初任者オリエンテーション（主催者：人材部門人事室）

初任者を対象に、定期的に（年1回）実施。機構で働くために必要な各種業務についての説明を行うほか、コンプライアンス、研究不正・研究費不正についても説明を実施している。

<その他>

⑥コンプライアンスハンドブック/コンプライアンスメールマガジン配信（主催者：内部統制推進本部内部統制推進室）

新規採用者に対して、コンプライアンスハンドブック（研究活動上のルールを含む）を送付しているほか、月に1回、全職員に対して、コンプライアンスメールマガジンを配信し、コンプライアンスに関する啓蒙活動を行っている。

若手国際研究センター（ICYS）では、世界の優秀な若いポスドク研究者に独立した研究予算と自由な研究環境を提供し、イノベーションとなるような研究を生み出す自立した若手研究者を育成しており、新規に採用された外国人研究者については、定期的（2か月に1回）に開催されるICYSオリエンテーションにおいて、研究環境の違いをふまえ、NIMSで働くための一般的な情報、研究成果について留意すべき点、安全管理等について説明を行うほか、コンプライアンス、研究不正・研究費不正についても説明を実施している。

（3）一定期間の研究データの保存及び開示

研究データの保存については、研究記録については、文書（ラボノートを含む）、数値データ、画像などの研究資料は、原則10年、試料（実験試料、標本など）や装置などの有体物は、原則5年（いずれも、当該論文等の発表時から起算）の保管を義務付けている。分野ごとの取り扱いについては、各グループ等に委ねている。ラボノートについては、紙ノートと電子ノートの使用を認めている。

機関全体として、論文等の発表成果内容の根拠となっている研究データ（「研究記録」）については、規程で定めた上記の期間は適切な保管を行うことを義務付けている。各研究データが論文等のバックデータに該当するかどうか、廃棄して良いかどうかの判断は、各グループ等において個別に判断を行うこととしている。

また、研究者が論文等、研究成果の公表を行う際には、研究発表許可願システムにおいて、当該論文等のバックデータの所在の申告を行うことを義務付けている。

転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、拠点長等及びグループリーダー等が、研究記録の適切な保管が損なわれないように複写を作成して所在を記録するなど、個別にルールを決めることとしている。グループリーダー等が転出又は退職する場合は、関係者間で協議して研究データの保存場所を確保する等の必要な措置を講じるものとしている。

保存にかかる費用負担については、各拠点等の要望に応じて電子データ保管用のサーバーを提供している。その他の個別のデータ保存に関する費用負担等は、各グループ等に割り振られた予算において行っている。

研究データの帰属先については、「研究成果物等取扱規程」において、研究の過程で得られたデータや資料等について、特段の登録等を必要とせず、発生した段階で研究成果物等として取り扱い、他に特段の定めのない限り、機構に帰属するとしている。

研究データの保存に関連して実施している研究記録管理については、適切な記録管理の在り方について現場モニタリングをしながら、制度のブラッシュアップを進める予定である。

（４） その他研究公正の推進に向けた取組

組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を迅速に行うため、平成27年3月に内部統制委員会を設置している。同委員会において、機構全体のリスクを俯瞰したうえで、研究不正の予防、事案発生時の対応にかかる重要事項を決定している。また、研究不正

に関する通報窓口について、機構内HPのトップに誰でもすぐにアクセスできるリンクを設けて内部監視を強化している。

独立行政法人における内部統制とは、中期目標に基づき法令等を遵守しつつ、業務を行い、ミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組みのことであり、内部統制の目的を重要度の高いものから4つに優先順位付けしている。

(①業務の有効性及び効率性、②事業活動に関わる法令等の遵守、③資産の保全、④財務報告等の信頼性)

内部統制における「法令等の遵守」は「コンプライアンス」のことを指しており、法律・政令等の「法規範」や社内規程・業務マニュアル等の「社内規範」に加えて、企業倫理・社会的規範等の「倫理規範」が法人に対して求められている。

機構では、コンプライアンス体制の構築は、内部統制におけるリスクマネジメントの一つに位置付けられているため、内部統制委員会(委員長=理事長)を中心に内部統制推進室が実務を担うなど、様々なリスクに対して理事長のリーダーシップの下での組織運営体制を構築している。

内部統制推進室が対応するコンプライアンスの範囲としては、①法令・規程等遵守、②ハラスメント等モラル・職場環境に係る問題、③研究不正の防止、④研究費不正の防止、④反社会的勢力への対応 等があり、優先度の高いリスクに対して対応等を行うとともに、内部統制委員会に対して報告等を速やかに行い、組織としての信頼の確保のため、トップが積極的に関与する体制としている。

このように、研究公正の推進に向けた取組については、研究担当部局ではなく、内部統制を担当する部局において、統一的に取り組んでいることが大きな特徴となっている。

また、内部統制の観点から「国立研究開発法人物質・材料研究機構コンプライアンスポリシー」として、以下を定めている。

1. 法令の遵守
2. 情報管理の徹底
3. 人権の尊重と健全な職場環境の形成
4. 公正な研究活動と社会への貢献
5. 役員の姿勢

さらに、公正な研究活動の推進を含めてコンプライアンスに関する理解を深めるため、職員に対して、ポイント、事例、ルール of 解説、関係法令等・内部規程をわかりやすく取りまとめた「コンプライアンスハンドブック」を配布するとともに、メールマガジン「NIMS コンプライアンス通信」を全職員に定期的に送付し、普及啓発活動を行っている。

コンプライアンス ハンドブック



国立研究開発法人 物質・材料研究機構

目次

コンプライアンスハンドブックの発刊に寄せて	1
コンプライアンスポリシー	2
まえがき	3
職場の安全衛生	
職場の安全衛生	6
ガスボンベ及び薬品使用の法令順守	8
研究活動上のルール	
研究活動上の不正行為の防止	10
研究費の適正な使用	12
輸出管理規制の遵守	14
利益相反マネジメント	16
情報セキュリティ	
情報漏洩の防止	18
個人情報の保護	20
サービスの基本	
サービスの基本	22
適切な勤務時間管理	24
メンタルヘルス	26
ハラスメントの防止	28
利害関係者との適切な関係	30
知的財産の保護	
著作権の保護	32
ソフトウェアの適正な使用	34
環境への配慮	
廃棄物の適正な処理	36
その他	
適正な物品管理	38
インサイダー取引の禁止	40
通報制度	42

研究活動上の不正行為の防止

- ・ 研究不正は、研究者個人が倫理的に非難されるにとどまらず、機構の名誉と信用を著しく傷つけるものであり、絶対に行ってはなりません。

事例1

Aさんは、研究業績を上げるため、発表済みの実験データに少し修正を加えて、新しい論文として投稿しました。

事例2

Bさんは、Cさんの依頼を受け、コンピュータソフトを使用して実験データの画像の加工を行いました。Bさんは、不正行為にあたるのではないかと少し気になりましたが、巻き込まれたくないと思い黙っていました。

研究活動上の不正行為の防止

解説

研究活動の本質とは、先人達の研究の諸業績を踏まえたうえで、新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為であり、研究成果は、研究者コミュニティにおいて公開され、その内容について吟味・批判を受けます。研究活動における不正行為は、このような研究活動の本質を歪め、研究者コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為であるとともに、社会からの信頼を揺るがし、科学の発展を妨げ、冒涇するものです。研究者は、研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動しなければなりません。

しかし昨今、研究者による不正行為が相次いで判明し、大きな問題となっています。得られたデータや結果の「ねつ造」、「改ざん」、及び他者の研究成果等の「盗用」、同じ研究成果の「重複発表」、論文著作者が適正に公表されない「不適切なオーサiership」などが代表例です。故意ではなく、重大な過失であっても、不正行為とみなされます。こうした行為は、研究の立案・計画・実施・成果の取りまとめ、研究費獲得申請や報告の各過程においてなされる可能性があります。不正行為が起こる背景には、成果主義による功名心の広がり、研究費やポストの獲得競争の激化など、研究現場を取り巻く現状があります。また、研究組織や研究者自身についても、真理の探究に対する使命感が薄れてきていたり、学生や若手研究者が研究活動における作法や倫理について十分な教育を受けていない状況が原因として考えられます。

不正行為を防止するためには、「不正行為を行わない」、「不正行為に荷担しない」、「他の者に不正行為をさせない」という意識を一人一人が持つことが必要です。悪意は無くとも、グラフや写真を「きれいにする」、矛盾するデータを無視する、などの行為が、不正に繋がる可能性があることを十分認識しなければなりません。また、他人の成果を尊重し、論文の共同発表などの際の共著者間での責任分担の明確化、先行研究のレビュー及び引用等を適切に行うことが大切です。

なお、不正が認定されると、懲戒処分その他、論文の撤回、競争的資金への応募資格制限等の措置が取られます。

私たちは、物質・材料科学技術に関する基礎研究および基盤的研究開発を行う公的研究機関の一員として、社会からの負託に応えるため仕事をしています。その誇りと自覚、自戒の気持ちを持って、一人一人が、高い倫理観に基づいて自らの行動を律し、また、仲間が不正をしようとしているときは、決して荷担せず忠告を行い、不正行為が行われないように細心の注意を払いましょう。

法令等

- 研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて
- 民法第709条（不法行為による損害賠償） 他

内部規定

- 研究活動における不正行為の防止等に関する規程
- 研究活動における行動規範
- コンプライアンスポリシー
- 各就業規則（サービスの根本基準） 他

4 東京藝術大学

(1) 研究倫理教育の体制

「東京藝術大学における芸術研究活動に関わる行動規範」において、芸術諸分野における研究活動にあたり、行動規範を遵守し、公正な態度をもって活動の遂行に努めなければならないことを定めている。

また、学術研究の健全な環境の確保および学術研究の信頼性・公平性を高めることを目的として、構成員（教職員及び学生）が研究に携わる場合を守るべき倫理指針を示す「東京藝術大学研究者倫理に関するガイドライン」において、創立以来の自由と創造の精神を尊重すると同時に、社会に及ぼす大きな影響と重い責任を自覚した高い研究者倫理を求めている。

前文（目的）

東京藝術大学は、我国唯一の国立総合芸術大学として、芸術文化発展について指導的役割を果たすことを使命と考え、高い専門性と豊かな人間性を有した芸術家、芸術分野の教育者・研究者の養成、伝統文化の継承と新しい芸術表現の創造、市民が芸術に親しむ機会の創出を目指しています。使命の実現に向けて、創立以来の自由と創造の精神を尊重すると同時に、社会に及ぼす大きな影響と重い責任を自覚した高い研究者倫理が求められています。

第1条

1. 「研究」とは、申請、実施、発表、審査等、研究活動に関わるすべての行為と結果をいいます
2. 「研究者倫理」とは、研究費の不正使用、研究に関わる捏造、改ざん、盗用など社会規範から著しく逸脱した行為を防止し、社会的規範となるような行動の規範を言います。

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育については、「東京藝術大学における研究活動の不正行為等に関する取扱規則」により、学長を最高責任者、研究担当理事を統括管理責任者とし、その下で研究倫理教育責任者（部局長）が研究倫理教育を実施している。大学全体の実施計画としては、「東京藝術大学における研究活動の不正行為等に関する取扱規則」に基づき、統括管理責任者が計画し、研究倫理教育責任者が実施する研究倫理教育を教員等は受講することとしている。

研究倫理教育の履修管理等については、社会連携課研究協力室で、研究倫理教育の出席表、e-learning コース（eL CoRE）の修了証書の提出により、受講状況を確認、管理している。

研究倫理教育の内容の理解度については、平成27年度の研究倫理教育実施後及び科研費説明会後のアンケート調査により把握している。

また、研究担当理事が主催する研究推進室会議、教授会等で研究倫理教育についての現状報告、意見交換等を行っている。

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究者及び研究支援人材について、機関全体として実施している研究倫理教育については、研究不正防止、研究者倫理、行動規範などについて、e-learningなどを活用して行っている。

[機関全体での研究倫理教育の内容]

- ・平成27年度に文部科学省研究振興局からの講師派遣により、研究倫理の基本的な事項についての教育を実施した。
- ・公的研究費に係わっている教員を対象に日本学術振興会のe-learningコース(eL CoRE)の受講を義務づけている。
- ・科研費説明会同時開催。

(3) 学生に対する研究倫理教育

学生及び大学院生について、学部・研究科等として実施している研究倫理教育については、芸術という分野の性格から、実技教育が中心であるため、一律に研究倫理教育を行うことはしていないが、研究倫理教育については個別に教員の指導の一環として行っている。

芸術分野の特性をふまえると、芸術作品を発表することに関して求められる倫理感を養うことが社会との関係で重要であるため、芸術に携わるものとして社会に出た際に必要となる知識の習得として、著作権等についての教育は、大学としても重要であると考えており、段階的なカリキュラムに位置づけている。

学部学生を対象として、「藝大生のための著作権入門」
音楽(学部・修士)を対象として、「著作権概論Ⅰ」「著作権概論Ⅱ」
音楽(学部・修士)、美術(学部・修士・博士)を対象として、
「芸術運営論Ⅰ：著作権と文化・メディア契約」

このほか、学部単位では一律に研究倫理教育を行うことをしていないが、学科単位では、必要な研究倫理教育を行っている。例えば、以下のような取組がある。

[学科での研究倫理教育について]

○美術学部芸術学科

工芸史研究室所属希望の学部3年生に対し、毎年、卒論提出日に合わせてガイダンスと論文指導を行っており、その際にマニュアルには剽窃・データの改ざん禁止と註のことについての説明がある。(工芸史の場合、まれにですが学部段階でも科学分析で得られたデータについて言及することがあるため、美術では、やや特殊。)

学部学生対象の概説科目(東洋陶磁史、東洋美術史概説、工芸理論)では、レポート課題の注意書きに、註等の引用根拠なしにインターネット等からの「コピペ」をしないこと、発見次第、

告知なしに不可とする可能性があることを明記し、またなぜ問題があるかについても口頭でも説明している。

○音楽学部楽理科

楽理科では学部・院ともにシラバスに明記する形で「研究倫理教育」は行っていないが、実技科のレッスンに該当する「音楽学実習」(＝個人単位での研究・論文指導)において、各教員が、各学生の勉学・研究の枠組みに沿って倫理教育を行っている。

具体的には、資料調査やフィールドワークに際して、個人情報の取扱や資・史料使用の際のドキュメントの取扱いから、奨学金や助成金の使用に際しての注意など、学生によって大きく異なる状況に沿って適宜必要と思われることを指導している。院生の多くは外部資金を活用して海外調査や学会発表しており、報告書の内容を指導している。

剽窃行為等については「音楽学実習」の他にも「総合ゼミ」内での様々な形式での研究成果発表の際に全教員から指導を受けている。

楽理科の学部1・2年の必修科目「初級演習」のクラスでは、民俗芸能のフィールドワークを学生に課しており、フィールドに赴く前の準備として、研究上の倫理にかかわる事項を扱っている。特に、民族音楽学では研究上の倫理の問題は、この学問の理論の一部をなしているため、当然、言及や注意喚起が授業中になされている。

○音楽学部音楽環境創造科

音楽環境創造科において学習・研究における倫理に関する教育の代表例として、以下の科目や機会がある。

・スタディスキル (1年生・必修科目)

音楽環境創造科の中で学習していく上での基礎的な能力を身に付ける。課題レポート提出時にカンニングにあたる行為を説明するとともに、それが授業を受ける立場だけのことではないと述べつつ、公正な研究の発展に関して触れている。

・音響心理研究法 (主として学部3年生と修士1年生を対象・選択科目)

音響と心理に関わる研究を計画・実施するための方法を通年講義で行っている。受講生は各自が研究を行い、簡易ではありますが論文を執筆するところまでを行っており、その中で、研究倫理について講義・ディスカッションの機会をもうけている。学会の倫理規定等についても説明している。

1 研究倫理

1.1 研究者の責任と義務 (日本心理学会『倫理規定』より)

1.2 研究計画

1.3 インフォームド・コンセント

1.4 秘密保持

2 発表

2.1 出典の明示

2.2 正確性・公平性

2.3 偏見のない報告 (アメリカ心理学会「APA Style Manual」より)

・卒業論文講習会 (5～6月頃に実施、学部4年生と修士2年生は参加必須)

卒業論文・修士論文の構成・要件などを90分程度で解説し、その中で、どのような内容や引用が盗用・改竄・捏造にあたるのかを説明している。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類別の保存期間や保存方法については、「東京藝術大学における研究活動の不正行為等に関する取扱規則」で研究データの保存について規定している。

大学における研究は、実技教育分野のように研究成果が芸術作品となる場合があるため、研究データの考え方には芸術分野の特性をふまえた整理が必要であると考えられる。

研究成果となる芸術作品そのものは、通常、個人資金や寄附等で制作されており、個人の作品となるものがほとんどである。東京藝術大学の教育研究活動は、個人の芸術家としての芸術活動（や芸術作品の収支）とは区分して行われており、例えば、公費（運営費交付金等）で教育研究のために配分された経費を直接的に芸術作品の制作等に使用することはない。

一方、研究室単位等で行った科研費の研究等については、研究科・専攻の主任等が研究データを管理している。

また、芸術分野については、例えば、成果となる過程のデータ等に関する不正を行ったとしても、最終的な作品自体の芸術的価値が評価対象となるため、どのようなデータを使用したかは作品の評価に大きな影響を与えない場合があるなど、論文等における不正行為をそのまま芸術分野の研究成果に当てはめるのが困難なことがある。

美術作品が研究成果となる場合には、最終的な作品の現物が美術の評価の対象となるため、制作過程のデータ等が、最終評価の作品の価値判断に影響を与えることはなく、そもそもデータ等のねつ造・改ざんを行う意味がないケースもある。

また、外部資金による音楽の演奏に関する共同研究では、論文を執筆する研究者と音楽の演奏者の役割が分担されており、音楽の演奏者による芸術的な価値は絶対評価であり、論文の価値は音楽の演奏者が評価することとなるため、研究者の執筆過程で不正行為が入り込む余地は極めて小さい。また、研究者は演奏者に評価されて初めて論文として公表できるため、演奏者の評価と関係なく研究者が論文にすることはできない。

ただし、芸術作品に関する文献や解釈等の論文をそのまま研究成果とすることが可能な場合には、他の学問分野と同様に、適切な引用や特定不正行為に関するデータ保存等への配慮が必要になる。

音楽学部では、「東京藝術大学 音楽学部等における学術論文執筆のための著作権ガイドライン」を定め、特に音楽学部等での論文執筆に際して、著作権法のいかなる点に留意する必要があるかについての一般的指針を示している。

背景

- ・インターネットの本格的な普及に伴い、諸活動における著作権法をはじめとする知的財産権の重要性が急速に高まってきている

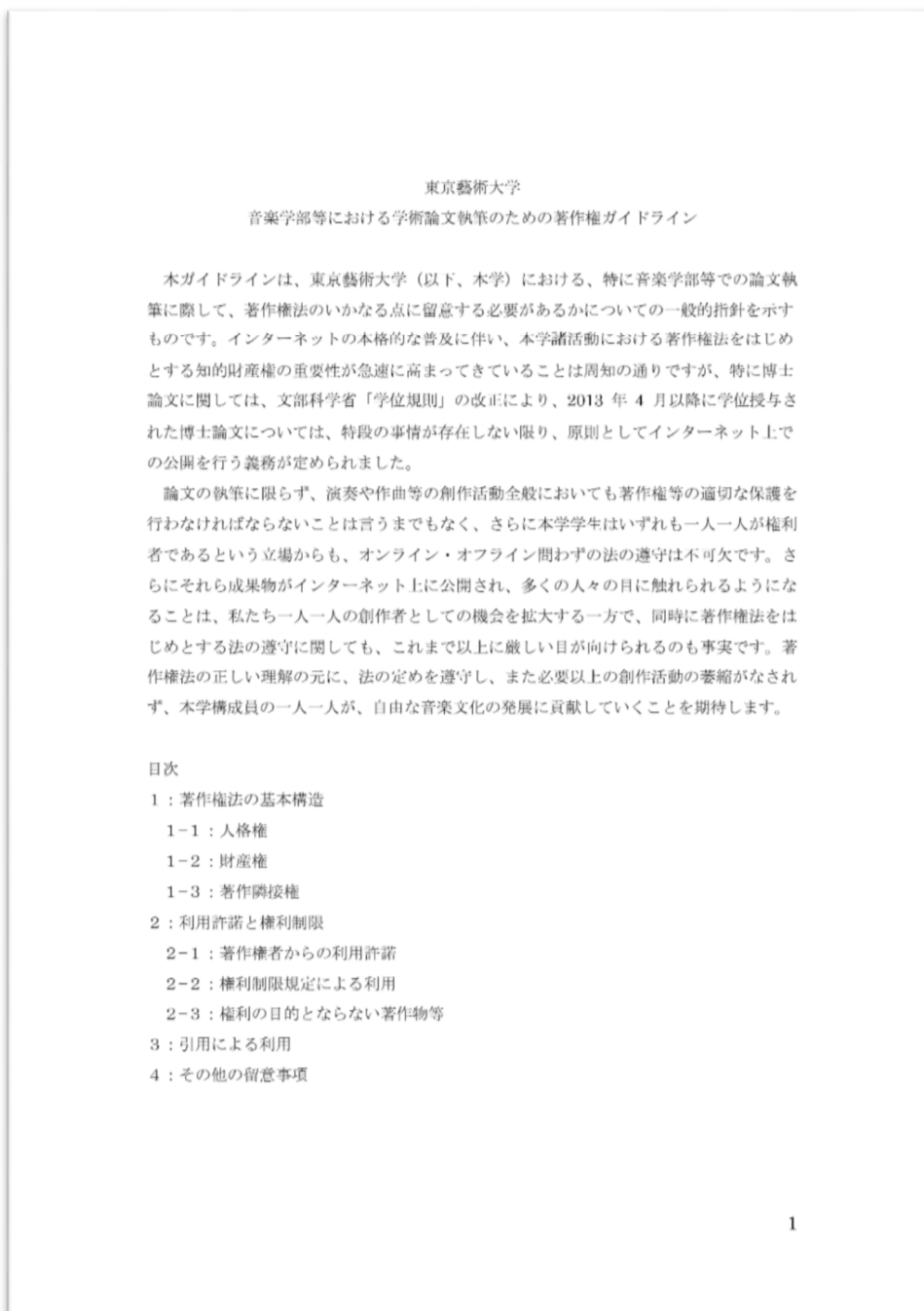
目的

- ・著作権法の正しい理解の元に、法の定めを遵守し、また必要以上の創作活動の萎縮がなされず、本学構成員の一人一人が、自由な音楽文化の発展に貢献していく

内容

- 1：著作権法の基本構造
- 2：利用許諾と権利制限
- 3：引用による利用

4：その他の留意事項



東京藝術大学 音楽学部等における学術論文執筆のための著作権ガイドライン
<https://www.geidai.ac.jp/wp-content/uploads/2017/06/a2aa8a0f4c2bd3536b565c41a1c73930.pdf>

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

大学院生が博士論文や学術論文を取りまとめるため、大学院音楽研究科において「芸術実践領域(実技系)学位論文作成マニュアル」において、学術論文を作成する際に求められる、学術的な信頼性、研究資料、文献参照、引用、注などをマニュアルとしてとりまとめている。

5 電気通信大学

(1) 研究倫理教育の体制

大学全体の「理念」、創立100周年に向けた具体的な行動指針としての「UECビジョン2018」を策定しており、また、第3期中期目標・中期計画及び各年度計画において、以下のとおり機関全体としての倫理意識醸成のための計画を定めている。これらの計画を踏まえて、全学的な組織体制の下で、研究倫理教育など研究倫理意識を醸成するための取組を進めている。関連する記載は以下のとおり。

○本学の理念における記述（抜粋）

＜理念2-2＞高い倫理観、コミュニケーション能力、判断力を持つ指導的な研究者・技術者を育成します。

○UECビジョン2018における記述（抜粋）

2. 国際標準を満たす基礎学力の上に、国際性と倫理観を備え、実践力に富む人材を育てます（教育方針）

5. 経営の開放性と透明性を高め、学生や職員相互の信頼と士気が高く、社会に信頼される大学を目指します（組織・経営・運営）

（6）コンプライアンスを推進し社会的信頼性を高めます

○中期目標における記述（抜粋）

会計経理の信頼性の確保、情報セキュリティ、研究における不正行為・研究費の不正使用の防止など、法令等に基づき対応して社会的使命を果たすよう、コンプライアンスを徹底する。

○中期計画における記述（抜粋）

・ICTを活用した教育環境を整備するため、eラーニングやアクティブラーニングを実施する施設・設備を整備するとともに、電子化の進んだ学術情報の利用支援体制を構築するため、図書館の使い方や電子ジャーナルの効率的な利用及び研究倫理などを指導する情報リテラシー教育を実施する。

・研究における不正行為、研究費の不正使用を未然に防止するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、全教職員に対する倫理教育及び啓発活動、組織の管理体制の検証、不正防止のための取り組みを徹底する。

○H29年度計画における記述（抜粋）

・研究不正を未然に防止するための全学的かつ組織的な取組を実施する。

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究者等に対して機関全体として実施している研究倫理教育については、以下のような

研究倫理教育を実施している。

- (1) CITI Japan e-learning プログラム
本学における研究倫理教育のコアプログラムであり、本学において研究活動を行うすべての者に履修を義務づけている。
- (2) 啓発パンフレット「不正行為対策ガイドライン～電気通信大学で研究活動を行うすべての人に～」(和文・英文)の作成・配布・HPへの掲載
- (3) 学内研修会・説明会等の開催
主催はすべて大学であり、様々な機会をとらえて、倫理意識の高揚を図っている。
 - ・研究倫理に係る不正防止ガイドライン研修会 (H27.2.23・2.26・3.18)
 - ・CITI Japan e-learning 受講説明会 (H27.4.28)
 - ・科学研究費補助金等説明会 (毎年9月開催)
 - ・新任教員説明会 (毎年4月開催)
 - ・日本学術振興会特別研究員学内説明会 (毎年4月開催)
 - ・その他

新ガイドラインの施行を踏まえて、拡大役員会の下にWGを設置し検討の結果、CITI Japan e-learning プログラムを中心とする倫理教育システムを導入することとした。

研究倫理教育の履修管理については、CITI Japan e-learning プログラムは、理解度チェックとして、各教材のクイズに全体の平均 80%を正解すると修了となり、80%に満たない場合は点数の低かった受講科目を見直し、修了まで繰り返し受講するシステムとなっている。受講者の修了状況は、システム管理者(事務担当:研究推進課)が一元的に把握しており、研究倫理教育責任者を通じて、適宜未履修者への督促等を行っている。

(3) 学生に対する研究倫理教育

学生及び大学院生に実施している研究倫理教育については、以下のような研究倫理教育を実施している。

学部教育委員会及び研究科教育委員会では、拡大役員会での決定を踏まえて、学生の CITI Japan e-learning プログラム履修や、学位論文審査における「剽窃検知・独自性検証ツール iThenticate」の組織的活用の具体的実施細目について検討し実施している。

- (1) CITI Japan e-learning プログラム
本学における研究倫理教育のコアプログラムであり、卒業研究着手要件を満たした学部4年生以上の学生すべてに履修を義務づけている。
- (2) 啓発パンフレット「不正行為対策ガイドライン～電気通信大学で研究活動を行うすべての人に～」(和文・英文)の作成・配布・HPへの掲載

啓発パンフレット

和文 http://kenkyo.office.uec.ac.jp/gakunai/fusei/leaflet_JP2.pdf

英文 http://kenkyo.office.uec.ac.jp/gakunai/fusei/leaflet_EP.pdf

電気通信大学で
研究活動を行う
すべての人に

研究不正、研究費の不正使用は、
学術研究に対する信頼を裏切る
重大な背信行為です。
絶対に不正を行ってはいけません！

研究活動における不正行為とは？

特定不正行為

【捏造 (ねつぞう)】
存在しないデータ、研究成果等を作成する行為

【改ざん (かいざん)】
研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為

【盗用 (とうりよう)】
他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文は引用も、当該研究者の了解もしくは適切な謝辞がなされていない行為

このような行為は、
実行しても、見過しても、
強要してもいけません。

その他の不正とみなされる行為等

【不適切なオーサーシップ】
研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為

【二重投稿又は二重出版】
同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為

文部科学省の「研究活動における不正行為のガイドライン」が改正されました。(2015.4.1)～適用

http://www.mext.go.jp/b_menu/naika/hokoku/1543204.htm

(改正ポイント)

- 競争的資金のみならず、(運営費交付金等の施設的研究費)もすべての研究活動の不正行為が対象となりました。
- 研究者、特別研究者・学生は、定期的に研究倫理教育を受ける必要があります。
- 代替研究者は、研究活動の全容を把握し研究成果を適切に承認する必要があります。
- 大学としての管理責任が強く問われ不正防止体制に不備がある関係者(教職員の引当)が適用されます。

日本学術振興会から「科学の健全な発展のために一貫した科学者の心構え(イキガタ)」が発表されています。

<https://www.apf.go.jp/kyosei/kyosei.html>

研究不正防止のために

1 研究倫理教育
平成27年度よりCITI Japan 研究倫理 e-learning 教材を導入し、研究者及び学生等の受講を義務化しました。

2 剽窃検知・独自性検証ツール iThenticate の導入
不正行為の未然防止策のひとつとして、学位論文等の審査に当たり、iThenticateの非構造的な利用を決定しました。

3 誓約書
読者の遵守、研究者の不正使用・研究活動における不正行為を行わないこと、研究データの保存開示等研究者の行うべき内容の誓約書を送付していただきます。

4 研究記録等の保管
研究結果は、他の研究者による厳しい評価を受けることにより認められます。他の研究者の引当、評価等を行うために必要な複製データ・研究ノート等を作成して研究の継ぎを一定期間確保しておくことが必要です。

5 引用のマナー
新しい情報は、先行する研究成果のうえに成り立っています。引用する際には敬意を払い出典等を明記するようにしましょう。

公的研究費の不正防止

■ 公的研究費の不正行為とは？

- 公的研究費の不正申請・受給
- 虚偽申告等による公的研究費の申請・受給
- 公的研究費の不正な使用
- 実験を伴わない旅費・商金・給付金の請求
- 物品の架空発注や送付への取付金
- 公的研究費の目的外使用
- 法的な罰則(3月分給金を年間定額給金として改ざん等)
- 後、配分機関や大学の規程等に違反すること等

■ 研究費執行上の留意点

- 物品・役務の発注、旅費・商金・人作費の事実確認を徹底すること
- 外部資金は限りのメニューに該当すること
- 適切な執行計画の下での研究を遂行すること
- 年度末・経理期間終了後の経費報告に留意(予算消化ではないかと疑念を持たれることがあります。)
- 不明な場合は担当部署へ問合せをしてください。

借入・貸付 (外債借入)	借入借入金	研究費借入金	研究費借入金
印刷・複製 (複製)	印刷費	複製費	複製費
電話・電報の購入・転送	電話料	電報料	電報料
	旅費	旅費	旅費
	印刷費	印刷費	印刷費
	印刷費	印刷費	印刷費
	印刷費	印刷費	印刷費

不正防止のために

■ 納品検収を徹底すること。

- 財務和納品検収を怠りて納品する業者には、納品検収地で検収を受けるよう要請すること
- 他配架が改竄、緊急時等に研究用に使った場合は、速やかに学科学務課等へ報告し、検収を受けること
- 空港線の受け取りはできるだけ学科学務課等が行うこと(配送宛名をできるだけ学科学務課等にする)
- 物品の使用は検収を受けてから
- 納品時には納品書と現物の写真合わせを必ず行うこと

■ 旅費の事実確認を徹底すること。

- 出張報告書は1週間以内に出すこと
- 研究行合せ等の用紙の場合は、出張報告書に行合せの相手方の所属・氏名を必ず記載すること
- 学会出席等の用紙である場合は、出張申請書に大会費等、当該配架される資料の一部を添付すること
- 航空機を利用した場合は、領収書及び航空券の手帳等を出張報告書に添付すること

■ 謝金の事実確認を徹底すること。

- 研究者が毎三島謝金確認を行うこと(山梨等で不在の場合は他の職員へ委任)
- 出張表は担当者本人(学生等)が確認の上、財務課経理係に添付すること
- 業務実施に伴い収支がある場合は、出張表一部を添付すること

文部科学省の「公的研究費の管理・監査のガイドライン」が改正されました。

http://www.mext.go.jp/b_menu/naika/hokoku/1543204.htm

改正に伴い大学、研究者には、

- 不正防止教育の受講義務化と受講管理
- 研究者、取引業者からの誓約書の提出
- 不正な署名(個人氏名を含む)の公表の徹底
- 特殊な役務(プログラム開発等)に関する検収の実施
- リスクアセスメント(特にリスクが高いと認められる取引への重点的な監査)の実施

等が義務付けられました。

不正を発見した時には

告発人保護(厳格に守られることと匿名の受け付け。)

公益通報受付け担当者：松岡 真

住所 〒142-8585 東京都目黒区調布町5-1-1
TEL:03-4433-5011 FAX:03-4433-5010
Email:ethics@ethics.uec.ac.jp
受付時間：平日 9時～17時

もし不正が発覚すると……

公的研究費の不正行為を行うとペナルティや罰則を受けるとともに社会信用も失うこととなります。

- 当院に届く必須報告(新研究では2～5年)
- 当院経費・間接経費の配分機関への返還
- 5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金(強制金返還命令)
- 懲戒解雇、減給、減給等の処分
- 個人氏名を含む調査結果の公表

電気通信大学で研究活動を行うすべての人に
不正行為対策ガイドライン
Guideline

電気通信大学

- (3) 学内研修会・説明会等の開催
- 新入生オリエンテーション (毎年4月開催)
 - CITI Japan e-learning 受講説明会 (毎年6月・11月開催)
 - 日本学術振興会特別研究員学内説明会 (毎年4月開催)
 - その他

- (4) 倫理教育関連授業科目
- 学生に対する倫理意識の涵養に繋がる授業科目を開設している。

- ① 基礎科学実験A・B
 科目区分：実践教育科目 初年次導入科目
 開講学年：1年次（必修、実験）
 担当教員（学内・学外の別）：学内
 主な内容：実験ノート・レポートの書き方、基本的な心構え（盗用・剽窃不可）など
 教材：教科書、実験ノートなど
- ② コンピュータリテラシー
 科目区分：実践教育科目 初年次導入科目
 開講学年：1年次（必修、講義）
 担当教員（学内・学外の別）：学内
 主な内容：情報倫理、情報セキュリティの理解（著作権や剽窃への理解を含む）
 教材：テキストを学習管理システムで公開
- ③ キャリア教育リーダー
 科目区分：実践教育科目 倫理・キャリア教育科目
 開講学年：3年次（選択必修、講義）
 担当教員（学内・学外の別）：学内
 主な内容：学生として守るべき規範、コンプライアンスとリーダーシップ、データの改ざん、剽窃盗用など
 教材：必要に応じて資料の配布、参考文献の指示を行う
- ④ 技術者倫理
 科目区分：実践教育科目 倫理・キャリア教育科目
 開講学年：3・4年次（選択必修、講義）
 担当教員（学内・学外の別）：学外
 主な内容：技術者が対面する倫理的な問題に対処できる知識の修得とスキルの向上
 教材：参考図書
- ⑤ 知的財産権
 科目区分：実践教育科目 倫理・キャリア教育科目
 開講学年：3・4年次（選択必修、講義）
 担当教員（学内・学外の別）：学内
 主な内容：技術者として最低限必要となる知的財産権に関する基本的な考え方
 教材：参考図書
- ⑥ 技術者と安全・環境・倫理
 科目区分：大学院基礎教育科目
 開講学年：M、D全学年（選択、講義）
 担当教員（学内・学外の別）：学外
 主な内容：技術者倫理、安全・環境・倫理に関連した事例研究
 教材：教科書

また、教育における研究倫理教育の位置付けについては、学域及び大学院のディプロマポリシーを以下のとおり定めている。

- 学域 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）（抜粋）
 （2）科学者・技術者としての倫理観および社会性・国際性

科学者・技術者として、グローバル化した科学・技術のもたらす人間・社会・環境への影響の重要性を理解することができる。

科学・技術と国際社会・環境との関わり方を意識し、高い倫理観を持って行動できる。

○大学院学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

・博士前期課程

2. 科学者・技術者としての倫理意識および人間性・国際性

科学者・技術者として、グローバル化した科学・技術のもたらす人間・社会・環境への影響について深く理解し、多様な文化や価値観を理解できる国際性を身につけている。

先端の科学・技術と国際社会・環境との関わり方を意識し、高い倫理観をもって能動的に行動することができる。

・博士後期課程

2. 科学者・技術者としての倫理意識および人間性・国際性

科学者・技術者として、グローバル化した科学・技術のもたらす人間・社会・環境への影響について深く理解し、多様な文化や価値観を理解できる国際性を身につけ、国際社会に貢献できる。

先端の科学・技術と国際社会・環境との関わり方を意識し、高い倫理観と責任感を持って自立して行動することができる。

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類の保存期間や保存方法については、「電気通信大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程」において以下のように規定している。

<第3条（遵守事項）第3項>

「職員等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を研究成果の発表から別表第一に掲げる期間適切に保管・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。」

<別表1>

・実験・観察記録ノート、実験データなどの研究資料 10年

・試料・標本などの有体物 5年

注) 相当の理由がある場合は、期間についてはこの限りでない。

また、啓発パンフレットに「実験データの保存・開示等の必要性」を明記するとともに、誓約書の徴取、Web及び全学メールでの注意喚起を行っている。

身 分
教員・技師・URA等・事務・ 学生(D・M・卒研)・その他

この誓約書は公的研究費に関する誓約書と研究倫理に関する誓約書の2種類あります。誓約する誓約書の□欄にチェックしてください。また上部の身分欄の該当に○をしてください。

公的研究費に関する誓約書

私は、公的研究費により研究を遂行するに当たり、本学の学内諸規程及び電気通信大学における公的研究費の不正防止等のための対応マニュアルを理解し、これを遵守します。

また、公的研究費を公正かつ効率的に使用するとともに、不正行為を行わないことを約束します。

なお、学内諸規程等に違反して、不正を行った場合、本学や公的研究費の配分機関の処分及び法的な責任を負担することを誓います。

- 注1. この誓約書は、本学と雇用関係を有する全ての教職員（非常勤を含む。）及び日本学術振興会の特別研究員（PD, DC）が作成してください。
2. この誓約書の提出は、競争的資金等の申請の要件（研究者の場合）となり、提出がない場合は競争的資金等を含めた公的研究費の運営・管理に関わるができなくなる可能性があります。

研究倫理に関する誓約書

私は、研究を遂行するに当たり下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- ・研究活動上のねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行わないこと。
- ・研究成果の発表に当たっては、得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料と併せて提示できるように保存すること。
- ・大学の行う倫理教育等のプログラムを受講すること。
- ・学内諸規程等に違反して、不正を行った場合、本学や公的研究費の配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。
- ・共同研究における代表者の立場にある者は、共同研究者間において研究目的や内容、業務、役割分担、責任等を明確にし、相互に理解させること。
- ・研究指導担当教員やテニュアトラック教員のメンターなど、学生及び若手研究者等を指導・支援する立場にある者は、学生及び若手研究者等に対しても研究不正等に関する教育指導を行うこと。

- 注1. この誓約書は、教員、UECポスドク研究員、日本学術振興会の特別研究員（PD, DC）、外国人特別研究員、その他本学において研究活動に従事する者、大学院博士後期課程在籍者、大学院博士前期課程在籍者、及び学部において卒業研究に従事する者が作成してください。
- 注2. この誓約書の提出は、本学において研究活動を行うための要件となりますので、必ず提出してください。

平成 年 月 日

所属 _____

氏名（自署） _____

※本誓約書は、文部科学省のガイドラインや本学規程等の改正により、遵守すべき事項に変更があった場合は、改めて提出する必要があります。

研究倫理に関する誓約書

研究データの保存・廃棄については、規程に基づき、第一義的に研究者が責任をもって判断、対応することとしている。研究データの多くは電子データ化し保存されており、さほど多くのスペースを必要としないため、保管場所等について大学としては特段の措置は行っていない。なお、特許出願の際の根拠となるデータについては、産学官連携センター知的財産部門において一元的に管理をしている。

転職又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、規程における、研究データの保存等に関する規定は、日本学術会議の「科学研究における健全性の向上について（平成27年3月）」における「2(2)⑤研究資料等の保存に関するガイドライン」の趣旨を踏まえてのものであり、転出・退職等の場合の取扱いもこれに準じて取り扱うこととしている。

規程上の保存期間を超えたデータの取扱いについては、基本的に各研究者に委ねられている。実験データ（電子データ）については、保存のためのサーバー等に保存できるものは、引き続き保存しているケースが多い。装置については、永久保存することは困難であるが、その設計図や写真を保存して、実験の再現性を担保する例もある。

実験装置については、研究の進展に従って装置自体が改良されていくため、当時の現物は存在しないが、装置の一部分ユニットの開発の場合は、旧ユニットを取り外して保管しているので、戻せば旧システムで実験が再現できる。一方で大きくシステムを変更する場合には、以前の装置は参考システムとしてデモンストレーションできるように動態保存しつつ、数年間存続させ、その後研究テーマの撤廃などがあれば、解体処分、部品再利用となる。

装置の永久保存は困難であるが、装置の設計図や、装置の写真は保存しているので、実験装置を再現させて再実験することは可能である。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

研究不正防止委員会については、常設の拡大役員会メンバーで構成しており、これは、大学の特徴を活かしたガバナンスとして、部局長等を含めた拡大役員会を設置し、学内運営の中核と位置付けている。

研究不正に限らず、コンプライアンス全般について、組織のトップの意識・姿勢が構成員全員に大きな影響を与えるとの認識に立ち、学長を「最高管理責任者」として位置付け、そのリーダーシップに基づき取組を実行できる組織体制としている。

6 横浜国立大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育については、横浜国立大学では、「国立大学法人横浜国立大学における研究倫理教育実施計画と研究倫理教育実施具体策」を策定するとともに、「国立大学法人横浜国立大学における公正な研究活動の確保等に関する規則第7条」において各部局長を研究倫理教育責任者と定め、大学の研究者及び学生に対し研究倫理教育を毎年実施している。

公正な研究活動を確保するための教育・啓発活動の企画立案については、研究推進機構（理事（研究・評価担当）が機構長）において大学として戦略的に取り組んでいる。内容については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を基に、大学で行うべき研究倫理教育を検討し、平成27年3月に「国立大学法人横浜国立大学における公正な研究活動の確保等に関する規則」の改正、「国立大学法人横浜国立大学における研究倫理教育実施計画と研究倫理教育実施具体策」を整備したところである。また、研究推進機構において研究戦略部門に研究支援室を設置し、「公正研究等の啓発活動と支援に関すること」を業務として位置づけている。

大学全体の実施計画や役割分担については、「国立大学法人横浜国立大学における公正な研究活動の確保等に関する規則」及び「国立大学法人横浜国立大学における研究倫理教育実施計画と研究倫理教育実施具体策」に基づき、学長、公正研究総括責任者（学長が指名する理事）及び研究倫理教育責任者（部局長）の責任や役割の分担を定め、「学内の責任体制の明確化」、「不正行為を抑止する環境整備」の研究倫理教育を実施している。

【学長】

- ・本学の公正な研究活動の確保及び研究上の不正行為への対応について最高管理責任を負う。

【公正研究総括責任者（学長が指名する理事）】

- ・本学における公正な研究活動の確保及び研究上の不正行為の防止に関する事項を総括する。
- ・「研究倫理教育計画」を実施するとともに、「研究倫理教育具体策」を策定し実施する。

【学術研究部会】

- ・公正な研究活動を確保するための教育・啓発活動の企画立案を行う。
- ・不正行為が生じ、又は生じているおそれがある場合の調査等
- ・その他公正な研究活動の確保及び研究上の不正行為の防止を図るために必要な活動を行う。

【研究倫理教育責任者（部局長）】

- ・各部局に所属する研究者及び学生に対し、公正な研究活動を確保するための研究倫理教育を定

期的に実施する。

・「研究倫理教育計画」及び「研究倫理教育具体策」を毎年度実施するとともに、研究倫理教育実施計画等実施状況報告書を翌年度の4月30日までに公正研究総括責任者へ提出する。

【研究者】

・研究倫理についての認識・意識を深める。

【研究倫理教育の実施等に関する計画及び研究倫理教育実施具体策】

1. 学内の責任体制の明確化

研究倫理教育実施計画	研究倫理教育実施具体策
<p>◎ 毎年度始めに、研究者らに研究倫理の体制を周知し、適宜必要な研究倫理教育を実施し、不正行為の予防に努める。</p> <p>◎ 研究倫理教育責任者の交代後も、後任者に責任・権限について十分認識させる。</p> <p>◎ 本学の研究倫理教育実施計画及び研究倫理教育実施具体策並びに行動規範について、認識の向上を図る。</p> <p>◎ 広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施し、本学に所属する研究者に対してはその内容の理解に関する誓約書を提出させ、意識向上を図る。</p> <p>◎ 研究データなど研究に用いた資料（あるいは試料）の適切かつ実効的な運用を行う。</p>	<p>【研究倫理教育責任者】</p> <p>○ 毎年度、最初の教授会等で研究倫理の体制を周知する。また、研究倫理教育を初めて受ける研究者等へ適切に教育を実施する。</p> <p>【研究倫理教育責任者】</p> <p>○ 研究倫理教育責任者の交代時には、十分な引継ぎを実施する。</p> <p>【研究倫理教育責任者】</p> <p>○ 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育実施計画及び研究倫理教育実施具体策並びに行動規範についてリーフレット等で周知徹底し、研究者の認識の向上を図る。</p> <p>【研究倫理教育責任者】</p> <p>○ 研究倫理教育責任者は、研究者及び学生に公正な研究活動に関する基本的事項を理解させ、意識を向上させるため、研究推進機構等が提供する教材による教育を実施する。</p> <p>【研究者】</p> <p>○ 研究者は、本学の規則や所属する学会の指針等、研究ルールを遵守し公正に研究活動すること等について意識向上を図るため、研究推進機構等が提供する教材による教育を受講し、別紙「公正な研究活動に関する誓約書」を研究倫理教育責任者に提出する。また、研究倫理教育責任者は、本誓約書の適正な管理を行う。</p> <p>【研究倫理教育責任者】</p> <p>○ 研究倫理教育責任者は、研究者等に対して研究データなど研究に用いた資料（あるいは試料）の管理・保存を適切に行うよう周知する。</p>

大学における研究倫理教育の履修管理については、「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」での個人学修の上、研究倫理教育実施後に全ての研究者から「公正な研究

活動に関する誓約書」を研究倫理教育責任者に提出すること、また、研究倫理教育責任者は「研究倫理教育実施計画等実施状況報告書」を公正研究総括責任者へ毎年度提出することで、研究倫理教育の履修管理に努めている。

研究倫理教育の実施にあたっては、研究倫理教育責任者（研究担当理事）から研究倫理教育責任者（部局長）への公文書による通知に加えて、研究担当理事が議長となり部局長が構成員となっている研究推進機構運営会議において、研究倫理教育の説明を行うことにより実施の徹底を図っており、常勤教員の受講率 100%を達成している。

公正な研究活動に関する誓約書

横浜国立大学長 様

公正な研究活動を実施するために、以下の項目をすべて確認の上、ここに誓約致します。

1. 横浜国立大学（以下、「本学」という。）についての遵守事項
 - 本学及び所属する学会等で定めた規則等や関係法令を遵守すること。
 - 研究倫理教育から学修した研究に不正行為を常に意識し、どのような場合であっても不正行為を行わないこと。
 - 論文等公表した後も、研究データなど研究に用いた資料（あるいは試料）を一定期間（学内規則参照）管理・保存すること。
 - 本学の教員は、本学の学生が公正な研究活動を行うよう周知・指導し、十分理解させるよう努めること。
 - 研究不正行為への対応に関する本学及び本学以外の機関の調査に協力すること。
 - 不正行為を行った場合は、本学及び関係機関の処分（懲戒処分、研究費の返還等）を負うこと。
2. 本学で実施する研究倫理教育に関する遵守事項

研究倫理教育責任者より提供された研究倫理教育において、「科学の健全な発展のために 誠実な科学者の心得」より、以下の各項目を十分に理解し、実践すること。

 - 責任ある研究活動のために、その趣旨（例：科学を健全に発展させて科学に対する社会の信頼を確立する等）及び社会における研究の責務を理解すること。
 - 研究計画を立てるために、研究の意義・価値を決定し、研究を実施するために守るべき義務（例：人権の保護など）を果たすこと。また、利益相反や安全保障に対しても理解し、適切な対応をすること。
 - 研究を進めるために、真摯かつ公正な研究を進める上での責任（例：個人情報保護、データの収集・保存・管理、研究不正行為の理解、守秘義務など）を果たすこと。
 - 研究成果を発表するために、適切な発表方法（例：オーサーシップ、二重投稿、著作権）を理解し、正しく実践すること。
 - 共同研究を進めるために、他国又は企業等との研究の場合において、各主体の配慮すべきこと（例：守秘義務、個人情報保護、所有権など）を明確にし、適切に対応すること。また、学生と共同研究する場合には適切な対応（例：ハラスメントの予防など）をすること。

- 研究費を適切に使用するために、使用に関するルールを理解し、適切に自己で管理すること。
- 科学研究の質の向上に資するために、査読者や発表者として適切に行動し、学生や若手研究者らへ適切な科学者教育をし、そして研究不正防止のための取組や研究倫理教育の重要性を理解すること。

平成 年 月 日

所属 _____

役職 _____

名前 _____ (署名)

公正な研究活動の推進に関する誓約書

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究倫理教育の学修内容については、公正研究総括責任者は、新任研究者を対象とした研修会において、大学の研究についての概要を説明するとともに、研究活動に関する倫理教育を実施している。研究倫理教育責任者は、教授会等で研究倫理の体制や公正な研究活動に関する基本的事項の理解・意識を向上させるため、研究推進機構等が提供する教材による教育を実施している。また、研究推進機構の URA (University Research Administrator) は、部局からの要請に基づき部局教授会において、研究倫理教育として大学の体制、不正行為の例及び予防策を周知している。教材としては、以下を活用している。

- ・「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－（日本学術振興会）」
- ・「横浜国立大学における研究活動行動規範」
- ・「横浜国立大学研究者の作法」
- ・横浜国立大学「研究の心得（理系版・文系版）」

**横浜国立大学
研究者の作法**

研究に関する不正行為を見つけたら
 本学では「横浜国立大学における研究活動行動規範」（本学ウェブサイト
 に掲載中：<http://www.ynu.ac.jp/education/research/fair/keep.html>）を定め、研究の
 不正を行わないことを宣言していますが、研究者の作法に反する不正行為が
 不幸にも発生した場合、再発を防ぐため自己浄化作用を整備し、その原因の
 究明と、措置についても大学は責任をもちます。

- 横浜国立大学では公正な研究活動確保のため「学術研究部会」「公正研究
 総括責任者（研究担当理事）」を設置しています。
- 不正行為の通報や相談は公正研究総括責任者または相談の窓口（研究進
 捗部研究推進課）を通じて行うことができます。
- 通報を受けて学術研究部会は調査を行い、不正行為であると認められた場合
 には適切な措置をとります。調査の詳細は「国立大学法人横浜国立大学に
 おける公正な研究活動の確保等に関する規程」を参照してください。

研究に関する不正行為相談の窓口
 横浜国立大学 研究推進部研究推進課
 電話：045-939-3030
 電子メール：ksusei@kenkyo@ynu.ac.jp

横浜国立大学
 YOKOHAMA National University
 平成27年12月
 編纂・発行：横浜国立大学 学術研究部会

「研究者の作法」 URL：<http://www.ynu.ac.jp/education/research/fair/keep.html>

実施頻度と実施形式については、公正研究総括責任者及び研究倫理教育責任者が実施している研究倫理教育を年に1回以上を行っている。また、個人学修のため、「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」を平成27年度に全教員に配付した。なお、平成28年度以降は、新規採用研究者に対して、その都度配付の上、実施している。研究倫理教育責任者が実施している研究倫理教育は、教授会等での講義形式で行っている。

（3）学生に対する研究倫理教育

学生及び大学院生について、学部・研究科等として実施している研究倫理教育については、

「国立大学法人横浜国立大学における研究倫理教育実施計画と研究倫理教育実施具体策」により、研究倫理教育責任者は、研究者及び学生に公正な研究活動に関する基本的事項の理解・意識を向上させるため、研究推進機構等が提供する教材による教育を実施している。研究倫理教育の実施については、教育担当部局との連携が重要であるため、学部学生や大学院生を対象とした研究倫理教育の教材「研究の心得」を作成するにあたっては、各部局からの意見を聴取する場を設けるなど、各部局の特性を網羅した内容とし、理工系学部4年生・大学院生対象（和文・英文）、文系大学院生対象（和文・英文）の4冊を作成したところである。



研究の心得（文系、理工系）

文系については、大学院生を対象に、研究倫理に関する一般的な事項から研究生活についての心構えなどをまとめたパンフレット「研究の心得（文系版）」をオリエンテーション時に配付し、個人学修による研究不正防止及び研究者倫理について意識の向上を図っている。

理系については、学部4年生及び大学院生を対象に、研究倫理に関する一般的な事項から研究生活についての心構え及び研究ノートの重要性などをまとめたパンフレット「研究の心得（理系版）」をオリエンテーション時に配付し、個人学修による研究不正防止及び研究者倫理について意識の向上を図っている。このほか、研究者が提出する「公正な研究活動に

関する誓約書」の項目に「本学の教員は、本学の学生が公正な研究活動を行うよう周知・指導し、十分理解させるようにつとめること。」を設定し、研究者においても学生に対し研究倫理教育を行っている。

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類の保存期間や保存方法については、国立大学法人横浜国立大学における公正な研究活動の確保等に関する規則第 8 条において「各研究者は、論文等公表（予定も含む。）した研究成果の作成に係る研究データを 5 年間保存するものとする。」と定めている。論文等公表（予定も含む。）した研究成果の作成に係る研究データは 5 年保存するが、5 年を超える研究データについては、各研究者が保存対象の研究データと廃棄する研究データを選別している。

保存期間を 5 年としたのは、一つのキャンパスに文系と理系の学部、大学院が存在しており、各研究者の研究内容、研究方法や研究活動が多種多様であるため、全研究者を対象に研究成果物毎の保存期間を決めるのは困難であるからである。さらに、研究者によって研究室・実験室を共同で使用している例もあり、保管できるスペースは限られていることから、現状を踏まえ妥当と判断したものである。

転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、研究者の判断で研究データの保存を行っている。また、知的財産権が発生する研究データについては、「国立大学法人横浜国立大学研究成果有体物取扱規則」において、「本学において得られた成果有体物は、契約その他に特段の定めがない限り、本学に帰属する。」また、「異動又は離職後 2 年間、在職中に本学において知り得た成果有体物に関して、室長の書面による承認を得ずに、公表又は開示してはならない。」と定めている。

（５）その他研究公正の推進に向けた取組

平成 29 年度に「博士論文の適切な作成指針について」を策定し、大学院生が博士学位論文を執筆し提出する際に、特に留意すべき点として、大学院生の研究者倫理（科学者の行動規範）、適正な引用及び二重投稿やオーサーシップ（authorship）の取扱等をまとめるとともに、学術論文等剽窃検出のためのソフトウェア iThenticate（アイセンティケイト）を導入し、指導研究者等の指示のもと活用することで、公正な研究活動の確保に努めている。

「博士論文の適切な作成指針について」URL:

http://www.ynu.ac.jp/education/plan/dissertation.html

日本語 English 文字サイズ 小 中 大

YNU 横浜国立大学 YOKOHAMA National University

YouTube f はじめての方 サイトマップ・50種索引 Google カスタム検索 検索

大学案内 学部・大学院 入試・入学 学生生活 国際交流・留学 キャリア・就職 教育・研究 産学・社会連携

受験生の方 在学の方 卒業生の方 一般の方 企業の方

YNU > 教育・研究 > 教育への取り組み > 博士論文の適切な作成指針について

博士論文の適切な作成指針について

印刷

平成29年6月8日
横浜国立大学

横浜国立大学 (YNU) は、学位規則 (昭和28年文部省令第9号) 第9条に基づき、博士の学位を授与された日から1年以内に、その博士学位論文の全文を「横浜国立大学学術情報リポジトリ」から原則としてインターネット公表し、日本のみならず全世界に公開しています。

本学における研究活動は、「横浜国立大学における研究活動行動規範 (平成19年2月22日制定)」及び「国立大学法人横浜国立大学における公正な研究活動の確保等に関する規則 (平成19年2月22日規則第8号)」に則って実施することになります。また、政府においては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン (平成26年8月26日文科科学大臣決定)」を公表し、大学教員・研究者自身の規律や科学コミュニティの自律を基本としながらも、大学が責任を持って研究活動における不正行為への対応等に実効ある取組を強く求めています。

本指針は、このような社会の流れにおいて、本学大学院生が博士学位論文を執筆し提出するに際し、特に留意すべき点をまとめたものです。なお、大学院生が所属する学府又は研究科において、固有の留意すべき点がある場合は、別に提示されますので必ず確認してください。

(YNU公正な研究活動) 

(YNU学術情報リポジトリ) 

1. 大学院生の研究者倫理 (科学者の行動規範) について

本学大学院は、大学教員・研究者のみならず、大学院生に対し研究者倫理 (行動規範) を徹底させ、専攻分野の特性に応じた研究者倫理 (行動規範) の知識と技術の獲得を強く求めています。特に博士学位論文は、本学の「学術情報リポジトリ」によりインターネット公表が原則であるため、著作権法 (昭和45年法律48号) 等の法令遵守が不可欠となります。

本学研究推進機構 (研究戦略推進部門研究支援室) 発行の研究倫理パンフレット「研究の心得」や日本学術振興会 (JSPS) 発行の「科学の健全な発展のために - 誠実な科学者の心得 -」を確実に理解するとともに、著作権法の確認には、本学研究推進部発行の「著作権ガイド」や文化庁、公益社団法人著作権情報センター (CRIC) のWeb等を参考にしてください。

また、共同研究者や関係出版者の属する国の法令にも留意してください。

(研究の心得) 

(JSPS) 

(著作権ガイド) 

(文化庁) 

(CRIC) 

2. 適正な引用について

著作権法第32条 (引用) は、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない」と定めています。

公表された他人の著作物 (文章、図表、写真等) を著作権者の許諾なしに、博士学位論文に「引用」して利用することは可能ですが、「公正な慣行」に合致し、研究その他の引用の目的上「正当な範囲」内であると著作権者の利益を不当に害さないよう引用の条件を厳密に定めています。また、引用に当たっては、著作権法第48条により「出所の明示」が必要となります。

(1) 公正な慣行
「公正な慣行」に合致するとは、例えば、引用を行う「必然性」があることや、言語の著作物については「引用部分」が明確に識別 (カギ括弧など引用符で囲うことやフォントを斜体にするなど) されていることが考えられます。

(2) 正当な範囲
「正当な範囲」内で他人の著作物を自分の著作物の中に「引用」するとは、例えば、引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であり、博士学位論文が「主」、引用された著作物が「従」の関係にあることが考えられます。

また、引用できる文章や図表の分量は、著作権法上の定めはありませんが、他人の著作物を引用する必然性があり、引用される分量が必要最小限度の範囲内であることが必要と考えられます。なお、専門分野や学術雑誌によっては、1編の学術論文から引用できる図表や文章の具体的な分量の上限が指針として示されていることがあります。

(3)

http://www.ynu.ac.jp/education/plan/dissertation.html

③ 出所の明示

「出所の明示」とは、出典の文献情報を明記することであり、著者、論文タイトル、雑誌名、巻、号、ページ、出版年、DOI (Digital Object Identifier) 情報など、それぞれの専攻分野の学術コミュニティにおける慣行に従ってください。

④ 剽窃検出ツールの活用

本学大学院では、学術論文等剽窃検出のためのソフトウェア iThenticate (アイセンディケート) などを用いて、博士学位論文における適正な引用の確認を行う場合があります。大学院生の所属する学府又は研究科の指示に従ってください。

3. 二重投稿やオーサーシップ (authorship) の取扱について

二重投稿は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン (平成26年8月26日文科科学大臣決定)」において、「**科学への信頼を致命的に傷つける「捏造、改ざん及び盗用」とは異なるものの、論文及び学術誌の原著性を損ない、論文の著作権の帰属に関する問題や研究実績の不当な水増しにもつながり得る研究者倫理に反する行為として、多くの学協会や学術誌の投稿規程等において禁止されている**」と指摘しています。

本学大学院生が博士学位論文を執筆し提出するに際し、学術誌等で既に出版された論文に基づき博士学位論文を構成しようとする場合、当該学術誌のポリシー表明があれば留意するとともに、博士学位論文の著者であっても、当該学術誌のポリシーに反して本学「学術情報リポジトリ」で公開できないなど、大学院生の所属する学府又は研究科の指示に従ってください。

また、学術誌等で既に出版された論文に基づき博士学位論文を構成し、当該論文に共著者がいる場合、①博士学位論文に構成すること、②本学「学術情報リポジトリ」上で公開することについて事前に共著者の了解が必要となります。共同研究者や共同作業等との成果を博士学位論文に構成する場合も同様となります。

なお、主要な学術誌については、次の公開データベースで検索することができます。また、これらデータベースに登録されていない場合、当該出版者に直接照会する必要があります。

(国内学協会誌SCPJ) [🔗](#)

(海外出版社SHERPA/RoMEO) [🔗](#)

4. 発明等の取扱について

本学大学院生が博士学位論文を執筆し提出するに際し、その博士学位論文に発明等の内容が含まれる場合は、博士学位論文の公開前に特許等知的所有権の出願ができるよう事前に大学院生の所属学府又は研究科、必要に応じて本学研究推進機構 (産学官連携推進部門知的財産支援室) に発明の届け出をする必要があります。

特に、博士学位論文の審査が公開で行われる場合は留意が必要となります。

(YNU知的財産) [🔗](#)

5. 学術情報リポジトリ公開の留意について

博士学位論文のインターネット公表については、学位規則 (昭和28年文部省令第9号) において、やむを得ない事由がある場合は大学の承認を受けて、当該博士学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができます。やむを得ない事由とは、次に掲げる博士学位論文その他大学院生が所属する学府又は研究科教授会において承認された場合となりますので、必ず公開を留意する手続きを行う必要があります。

- ① 博士学位論文が立体的形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ② 博士学位論文が著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ③ 出版刊行、多重公表を禁止する学術誌への掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士学位論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかに不利益が博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合
- ④ その他大学院生が所属する学府又は研究科教授会でやむを得ないと承認された場合

なお、博士学位論文の公開の留意が承認された場合であっても、全文に代えてその博士学位論文の要約を公表するとともに、当該博士学位論文の全文を求めに応じて閲覧 (本学及び国立国会図書館) に供することになります。

また、やむを得ない事由が消滅した場合は、博士学位論文の全文を本学「学術情報リポジトリ」からインターネット公表となり、大学院修了後であっても申し出る必要があります。

6. 社会的責任の自覚

日本学術会議「科学者の行動規範 - 平成25年1月25日改訂版 -」では、「**科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する (第6項)**。」とし、科学研究の利用の両義性を声明として公表しており、科学者の社会的責任の自覚が必要となります。

(担当：学務部教育企画課)

[🔗 ページの先頭へ](#)



横浜国立大学

〒240-8501

神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1

[📞 お問い合わせ](#)

[📄 このサイトについて](#) [📄 プライバシーポリシー](#)

© YNU

7 金沢大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育については、金沢大学研究活動不正行為等防止規程に基づき、大学における研究活動の不正防止及び対応に関する最高管理責任者を学長、研究不正防止責任者を研究担当理事とし、研究活動上の不正行為の防止等について総括するとともに、研究倫理教育を推進するものと定めている。また、各部局には研究倫理教育責任者を置き、部局の長をもって充て、当該部局に所属する研究活動に従事する者を対象に定期的に研究者等に求められる倫理規範の修得等をさせるための教育（「研究倫理教育」）を実施するとともに、当該部局における研究活動上の不正行為の防止等に関し統括する体制を整備・実施している。

研究倫理教育の実施計画については、平成28年度からの第3期中期目標期間では、第2期において整備した研究活動における不正を未然に防止する体制により、不正行為防止に係る周知徹底を更に強化することを策定し、年度計画では、大学の研究者は倫理研修受講率を100%としており、平成29年12月時点で研究者倫理研修の受講率100%を達成している。大学における倫理研修は、CITI-Japanによるe-learningにより、責任ある研究行為（RCR）等のカリキュラム単元を受講・修了することと定め、研究者の受講修了を必須としている。

各部局では、研究倫理教育責任者である部局長が、大学の基幹会議である研究企画会議にて情報提供・周知された研究倫理教育について、所属する研究者等に倫理研修（CITI-Japan）の受講や研究活動上の不正行為の防止等に関して、部局の教授会（代議員会等）で呼びかけを行い、周知に努めている。

研究倫理教育の履修管理については、全学の研究者のCITI-Japanのe-learningの受講状況を定期的に把握・情報更新し、大学の基幹会議である研究企画会議にて部局別の修了率等を所属部局長にも報告し、その状況を共有することで、部局における研究倫理教育の意識改善に取り組んでいる。

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究者等に機関として実施している研究倫理教育については、財務担当部局と連携し、研究費不正に関する研修と併せて定期的実施することなどにより、効果的に実施をしてい

る。

①新任教員説明会

目的：新任教員を主な対象として、金沢大学の到達目標、現状及び課題等を説明し、大学運営についての理解を深める。その中で、研究担当理事が研究活動に際しての留意事項として研究不正に関する体制等を解説。

主催：学生部学務課 年1回開催

学修内容：①大学の研究不正防止体制、不正行為の事例及び対策、研究費制度等

②科研費獲得に向けた学内支援制度等説明会

目的：科研費の獲得に関する情報提供。研究活動における遵守事項として研究不正に関する体制等を解説。

主催：研究推進部研究推進課 年1回開催（学内3か所を異なる日に開催）

学修内容：大学の研究不正防止体制、不正行為の事例及び対策、研究費制度等

③「本学が経理する全ての経費の適正な執行」及び「公正な研究活動」に関する研修会

目的：研究費等の執行にあたって守るべき事項や研究活動の不正行為が起こらない環境形成のための遵守事項を周知徹底する。

主催：財務部・研究推進部

学修内容：大学の研究不正防止体制、ガイドライン概要、不正行為の事例及び対策、学内規程（研究不正防止）、研究者行動規範

（3）学生に対する研究倫理教育

学生について実施している研究倫理教育については、学士課程（共通教育科目）においては、初年次必修科目として「初学者ゼミⅠ」を開講し、学類毎に複数の教員が講義担当し、科学者としての心得、科学的データの取扱い、引用と盗用、実験ノートのなど、分野の特徴を踏まえ、研究倫理教育に関連する内容についても指導している。

理系基礎科目では、物理学実験、化学実験、地学実験及び生物学実験においては、機器の原理と取扱い、データ処理の方法・まとめ方、危険物・劇薬試薬の取扱い、廃棄物処理の方法等を取り上げている。

専門教育においても、例えば、経済学類では文献・資料検索の方法とその適切な引用の仕方、典拠の示し方、およびインターネット上の倫理に関する記述を含む「経済学初学者のための学習ガイド」を作成し全学生に配布し、卒業論文指導に活用している。他の学類においても卒業論文・卒業研究の指導過程において、指導担当教員が論文の作成方法や研究の進め方を実情に応じて具体的に指導している。

経済学初学者のための 学習ガイド

金沢大学人間社会学域経済学類
2016年3月作成

INDEX

レジュメの作り方	2
レポートの書き方	5
発表をするときの心がけ	7
文献・資料の探し方	8
文献・資料の引用のしかた	10
アカンサスポータルの活用	11
インターネット利用上の注意	12

金沢大学人間社会学域経済学類

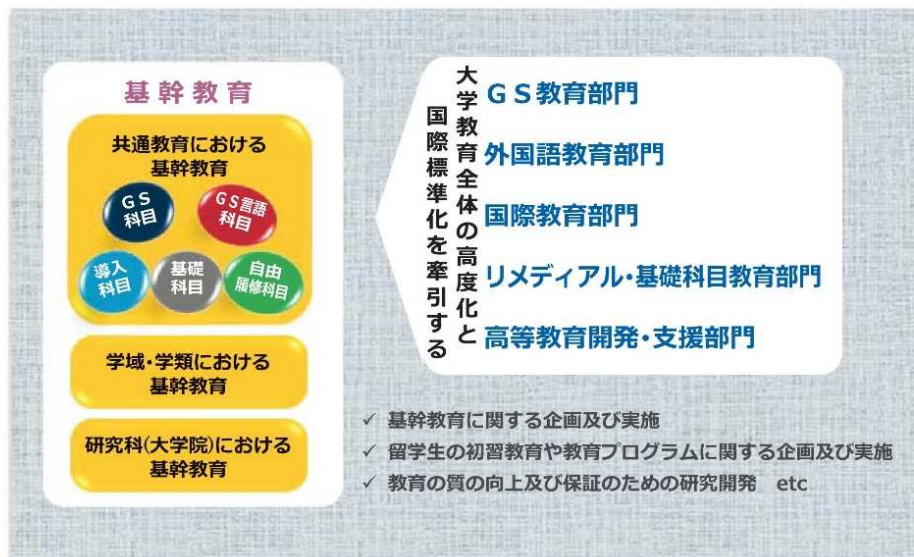
経済学初学者のための学習ガイド

大学院では、教育における研究倫理教育の位置付け等については、グローバル人材を育成するために、大学院課程<グローバル>スタンダードを設定しており、その中において、「強固なグローバルマインドと明確な倫理的思考」の観点から、創造的な視点と粘り強い交渉力、強い統率力と確かな実践力をもって、人類の未来を切り拓く使命に果敢に挑戦する高度専門人材を育成すると位置付けており、その一環として大学院課程では大学院 GS 科目として、研究者倫理に関する科目を必修としている。



国際基幹教育院

「金沢大学ブランド」の人材育成のため、KUGSに基づく、学士課程から大学院課程における**基幹教育**（学士課程、修士課程及び博士課程それぞれの教育の基盤をなす教養的教育）の推進により、教育全体の高度化と国際化を牽引することを目的として、平成28年度に創設した。



KUGS パンフレット

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/wp-content/uploads/2016/11/KUGS.pdf>

大学院課程のうち、大学院修士（博士前期）課程においては、本年度から専門職大学院を除く全研究科において大学院GS科目「研究者倫理」を開設し、必須科目としている。講義は、e-Learning と同一の講師による学生による議論、発言主体のアクティブラーニングにより行われている。大学院博士（博士後期）課程においては、本年度から専門職大学院を除く全研究科において大学院GS科目「研究者として自立するために」を開設し、必修科目としている。講義は、e-Learning と各研究科の教員による講義、討論が行われる。

大学院GS科目「研究者倫理(Research Ethics)」（博士前期(修士)課程1年次対象）平成29年度開講計画

研究科名	専攻名	入定	クラス	開講Q	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	備考	
人間社会環境研究科	人文学専攻	23												
	法学・政治学専攻	8												
	経済学専攻	8	1	Q1	ガイダンス 研究倫理への導入	研究データの取扱い (APRN)	研究業績 (APRN)	富財 (APRN)	人との関わり (APRN)	研究と社会の関わり	研究環境	総合討議発表	合否制	
	地球創造学専攻	8												
	国際学専攻	8												
自然科学研究科	数物科学専攻	56		Q1	ガイダンス 研究倫理への導入	研究データの取扱い (APRN)	研究業績 (APRN)	富財 (APRN)	安全の確保 (APRN)	研究と社会の関わり	研究環境	総合討議発表	合否制	
	物質化学専攻	57												
	自然システム学専攻	67		Q1	ガイダンス 研究倫理への導入	研究データの取扱い (APRN)	研究業績 (APRN)	富財 (APRN)	安全の確保 (APRN)	研究と社会の関わり	研究環境	総合討議発表		
	機械科学専攻	90		Q1	ガイダンス 研究倫理への導入	研究データの取扱い (APRN)	研究業績 (APRN)	富財 (APRN)	安全の確保 (APRN)	研究と社会の関わり	研究環境	総合討議発表		
	電子情報科学専攻 遠隔デザイン学専攻	67 40		Q1	ガイダンス 研究倫理への導入	研究データの取扱い (APRN)	研究業績 (APRN)	富財 (APRN)	安全の確保 (APRN)	研究と社会の関わり	研究環境	総合討議発表		
医療保健学総合研究科	医科学専攻	15	1	Q1	研究倫理への導入	研究データの取扱い (APRN)	研究業績 (APRN)	富財 (APRN)	人を対象とした研究 (APRN)	安全の確保 (APRN)	研究と社会の関わり	総合討議発表	合否制	
	創薬科学専攻	38	1	Q1	研究倫理に関するガイダンス シミュレーション	データの取扱い に関する研究倫理 シミュレーション	人を対象とした研究 に関するガイダンス シミュレーション	研究と社会との関わり に関するガイダンス シミュレーション	研究における不正 行為と不正行為 の取扱い シミュレーション	研究倫理と 不正行為 の取扱い シミュレーション	研究倫理と 不正行為 の取扱い シミュレーション	人を対象とした研究 に関するガイダンス シミュレーション	総合討議発表	合否制
	保健学専攻	70	2	Q1	ガイダンス 研究倫理への導入	研究データの取扱い (APRN)	研究業績 (APRN)	富財 (APRN)	人を対象とした研究 (APRN)	安全の確保 (APRN)	研究と社会の関わり	総合討議発表	合否制	
先端実践研究科	15													

※平成29年10月入学者に対しては、次年度のQ1で履修することとする。(平成30年以降は再度検討する)

※赤字のセルが国際基幹教育担当 黄色のセルがAPRNによるe-learning利用

大学院GS科目「研究者として自立するために(Fostering the independence of researchers)」（博士(後期)課程1年次対象）平成29年度開講計画

研究科名	専攻名	入定	開講Q	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	備考
人間社会環境研究科	社会学専攻	12	Q1	ガイダンス 「社会科学者としての倫理意識 を高める」	研究倫理の重要性 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	総合討議発表
	動物科学専攻	15	Q1	ガイダンス	研究倫理の重要性 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	総合討議発表
	物質化学専攻	14	Q1	研究倫理への導入	研究データの取扱い (APRN)	研究業績 (APRN)	富財 (APRN)	安全の確保 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究環境	総合討議発表	合否制
	機械科学専攻	25	Q1	ガイダンス	研究倫理の重要性 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	総合討議発表
	電子情報科学専攻	18	Q1	ガイダンス	研究倫理の重要性 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	総合討議発表
自然科学研究科	遠隔デザイン学専攻	10	Q1	研究倫理への導入	研究データの取扱い (APRN)	研究業績 (APRN)	富財 (APRN)	安全の確保 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究環境	総合討議発表	合否制
	物理科学専攻	21	Q1	ガイダンス	研究データの取扱い (APRN)	研究業績 (APRN)	富財 (APRN)	安全の確保 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究環境	総合討議発表	合否制
	医学専攻	64	Q1	ガイダンス 研究倫理への導入	研究データの取扱い (APRN)	研究業績 (APRN)	富財 (APRN)	安全の確保 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究環境	総合討議発表	合否制
	創薬科学専攻	11	Q1	研究倫理への導入	研究データの取扱い (APRN)	研究業績 (APRN)	富財 (APRN)	安全の確保 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究環境	総合討議発表	合否制
	高学専攻	4	Q1	研究倫理への導入	研究データの取扱い (APRN)	研究業績 (APRN)	富財 (APRN)	安全の確保 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究環境	総合討議発表	合否制
医療保健学総合研究科	保健学専攻	23	Q1	ガイダンス 研究倫理への導入	研究データの取扱い (APRN)	研究業績 (APRN)	富財 (APRN)	安全の確保 (APRN)	研究倫理の重要性 (APRN)	研究環境	総合討議発表	合否制
	先端実践研究科	12										
法務研究科	15											

大学院GS科目

このほか、倫理教育に関連するものとして、学士・大学院共通で、人を対象とする医学系研究や動物実験、遺伝子組み換え実験等を学生が行う場合の倫理面での研修については、教員と同様の研修を受けることを求めている。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類の保存期間や保存方法については、「金沢大学研究活動不正行為等防止規程」第8条に以下のとおり定めている。

(研究データ等の保存・開示)

第8条 本学研究者は、研究によって生じた生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の研究データ等を研究が終了若しくは中止したとき又は研究に基づく論文等が公表されたときのいずれか遅い時期から、電子データ及び実験・観察ノートは10年間、その他の研究データ等は5年間、善良なる管理者の注意義務をもって保存し、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。

保存対象の研究データと廃棄する研究データの区分については、研究室や研究者の判断で実施している。また、転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、研究室や研究者の判断で実施している。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

<機関全体としての取組>

大学 Web サイト内の研究支援（研究推進部）ページに、「研究倫理」カテゴリとして「本学における研究活動の不正行為への対応」という学内外からアクセス可能なページを設置し、ガイドラインや「金沢大学研究者行動規範」、関係規程、通報窓口の宛先等の情報を集約して掲載、公正な研究活動に関する情報提供と周知に努めている。

研究者が研究活動において遵守すべき行動規範として「金沢大学研究者行動規範」を定め、研究活動について、「研究者は自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、常に誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱を徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行わず、またそれらに加担しない。」としている。

<部局等・研究室における取組>

平成27年4月から「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」が施行され、「研究者

等は、研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。また、研究期間中も適宜(少なくとも年に1回程度)継続して、教育・研修を受けなければならない。」とされていることに基づき、部局で研究倫理も含めた講習会の開催を実施している。

例えば、附属病院では初期研修（ICR 臨床研究入門の「臨床研究の基礎知識講座」）の受講のほか、継続研修として、先端医療開発センターが主催する又は病院長若しくは同センターが認定する講習会を年に1回以上受講することを義務付けており、講習会は年に10回程計画・受講機会を提供している。

8 岐阜大学

(1) 研究倫理教育の体制

研究倫理教育等の研究倫理意識の醸成については、「岐阜大学研究行動規範」において倫理的な判断と行動を定めている。

責任については、「自らが生み出す専門的知識や技術の質を担保する責任と新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するという責任を有する」ものとしている。行動については、「自主・自律的な行動は、長年の信頼の上に成り立っていることを自覚し、社会の期待を裏切らないようにする。そのためには、自己の研鑽に努めると共に、社会の声に謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。また、法令及び学内規則等を遵守し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する」ものとしている。

さらに、研究活動については、「質の高い教育は、優れた研究活動の成果から派生することを認識し、正確で公正な研究計画を自ら立案し、研究成果を論文などで公表することで、社会の認知を得るとともに、その責任を負わなければならない。経費の適正な使用と研究・調査データの厳正な取扱を徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。」ことを宣言している。

ガイドラインを踏まえた、研究倫理教育については、ガイドラインに沿った規程の改正を行い、「岐阜大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」の研究者の責務として研究倫理教育を義務化している。

研究者に対しては、研究倫理意識を醸成していくため、毎年、公正研究推進室の会議において、研究倫理教育の実施について協議し、公正研究推進室長（統括管理責任者）から各部署の長（研究倫理教育責任者）に教育の実施について通知を行っている。

研究倫理教育の履修管理については、CITI Japan e-learning の教材による研究倫理教育を行っており、80%以上の理解度で修了となっており、公正研究推進室会議において、毎年、受講状況、教材及び受講単元を確認している。

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究者倫理に関する知識を定着、更新させるため、公正研究推進室長が主催者として、各

部局等において研究者等に対する研究倫理教育を実施している。CITI Japan e-learning の学修内容としては、①責任ある研究行為について、②研究における不正行為、③データの扱い、④共同研究のルール、⑤利益相反、⑥オーサiership、⑦盗用、⑧公的研究資金の取扱い となっている。定期的（3年毎）に受講することとしている。

（3）学生に対する研究倫理教育

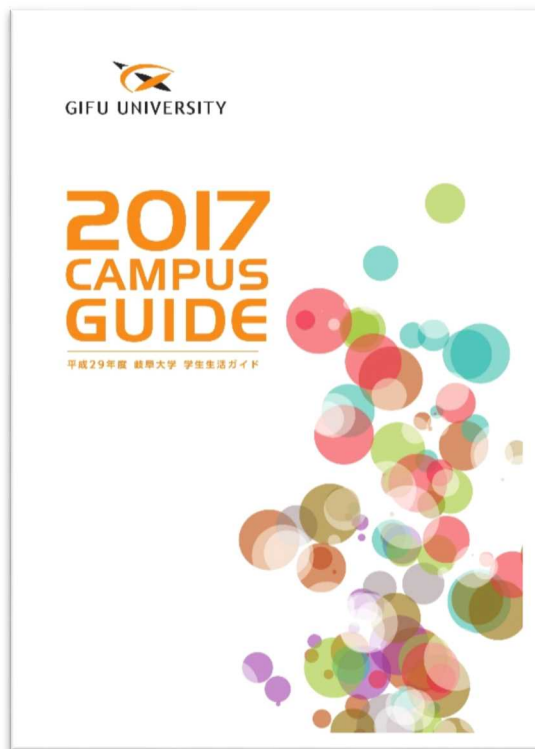
学生及び大学院生の研究倫理教育については、機関として、卒論前に研究倫理に対する意識を高めるため、日本学術振興会編集の「科学の健全な発展のために」を一読させている。このほか、学部・研究科等で実施している研究倫理教育として、以下のような事例がある。

【学部】

・初年次セミナー：

大学生生活の過ごし方から学習の方法まで、岐阜大学に入学して卒業までに必要とする様々な事柄について学習する。全ての勉学の基本となる日本語について、自学自習を基本とする少人数指導による学習を行う。さらに、日本語の運用、科学レポートの作成、受講の方法について、課題の解答を通じて学ぶ。また、教員から今話題となっている研究について、身近な先輩から大学での勉強のあり方、大学と高校の違い、将来への展望等について、さらに大学院に在籍する留学生から日本を取り巻く様々な国々に関する情報を得る機会を設ける。他に、学習・生活支援、メンタルヘルス、災害対策、図書館の利用法等、大学生活で必要な事がらを学ぶ。（対象：1年生）

〔学修内容〕 レポート・論文作成の方法



平成 29 年度岐阜大学・学生生活ガイド (2017 CUMPUS GUIDE)

https://www.gifu-u.ac.jp/campus_life/student/campusguide.html

・ゼミ等（原則週一回）：

研究倫理については、ゼミ等を通じて周知している。ゼミで実験データの紹介と議論を行う過程で、元データの確認を行うとともに、実験ノートの作り方を共有している。実験ノートは、卒業時に研究室で保管することを明確に説明している。

・集中講義：

医学部学部学生に対し、研究倫理教育を実施するため、チュートリアル選択配属の中間期に、その具体的な体験と結びつける形で集中講義として受講させている。（医学科2年生）

〔学修内容〕 研究者の行動規範、利益とリスクの均衡、利益相反、研究不正、共同研究

・獣医倫理学：

獣医療は、動物の疾病の治療ならびに動物の健康の維持・増進を図ることにより、人の健康で文化的な生活の確保と福祉に寄与すものである。適切な獣医療の提供を行うためには、獣医師として専門知識や技術の習得だけでなく、高い倫理観と見識の涵養が求められる

れる。本講義では、獣医師としての使命と倫理観のありようについて講述する。(対象：獣医学科6年生)

[学修内容] 獣医師の職務と社会との関わり、我が国における獣医倫理規範、動物愛護法と動物福祉、安楽殺問題、獣医療と医療過誤

・倫理学(生命倫理学)：

近年、テレビや新聞では遺伝子や臓器移植、生殖医療や安楽死、再生医療など、生命倫理に関連した話題に事欠かない状況になりつつある。どれも生老病死の歴史を通じて誰もが人生のどこかで関わってくる問題であり、本授業の内容はその時の倫理的基準を与える。授業は基礎知識編(第1～第4回)、具体的テーマ編(第5～第8回)、広範囲な展開編(第9～第14回)のおおむね3つに区分される。第15回は主に理解度認定である。内容は医療・看護をはじめ生命科学全般、哲学や心理学、社会学など広範囲な分野と関わりを持つ。具体的テーマ編では生老病死に関わるやや生々しい話題にも触れることになるが、現代の真実の姿でもあり、真摯に受け止めて頂くことを期待したい。全体の内容を通じて、生命倫理学がいかに関現代の問題と深く関わっているかが理解できる。(対象：1年生)

[学修内容] 生命倫理学の歴史や基本的方法の理解、法律との関係に対する理解、問題の読み取り能力(リテラシー)、課題解決能力

【大学院(生命科学系)】

- ・研究科が提供する授業等(CITI Japan、全1年生を対象とする特別講義：論文の作成方法、研究の進め方、研究者倫理)
- ・学際領域特別講義における研究者倫理及び微生物・遺伝子組み換え実験に関する講義(学際領域特別講義：研究者倫理、各種規程(学内外)) (1年生と2年生の必須科目)
- ・医学一般に対する生命倫理に関して基礎的知識等を講義するとともに、医療事故・医事紛争等の諸問題についても解説。また、遺伝子操作や臓器再生等の新たな医学・医療については、歴史的な生命倫理を踏まえて新たなパラダイムから概説。

[学修内容]

1. 医療における医師の義務、患者の権利、医師と患者の関係
2. 医療の社会性
3. 「生命の神聖」と「生命の質」の媒介的・重層的関係
4. 医療における「公」と「個」の関係
5. 最新の不妊治療・臓器移植の生命倫理的諸問題
6. 医療の倫理と医学の倫理の違い
7. 医学研究と生命倫理

【大学院(文系)】

- ・専門職大学院である教職大学院の教育目的は、学校現場の教育課題を研究開発することを通じたスクールリーダー（高度教育専門職）養成である。そのカリキュラムには、開発実践報告（学校現場の教育課程を取り上げて、実践的に研究開発する）があり、現職教員学生や学部卒学生が学校現場における実践教育を行っている。このため、大学の指導教員および学生はもちろんのこと、学校、教育委員会関係者が研究倫理を共有するためにガイドラインを作成し、指導している。

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類の保存期間や保存方法については、ガイドラインを踏まえた、研究倫理教育については、「岐阜大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」に基づき、原則、当該論文等の発表後、実験・観察ノートの記録媒体は10年、実験試料・標本や装置などの「もの」は5年の保存期間としている。

保存対象の研究データと廃棄する研究データの区別については、研究室で対応している。転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、基本的には研究室であるが、引き継ぐ相手がいない場合は、学部（学科）となる。

（５）その他研究公正の推進に向けた取組

岐阜大学の将来ビジョン（2025年に向けて）では、地域活性化の中核拠点であると同時に、強み・特色を有する分野において、全国的・国際的な教育・研究拠点の形成を目指しており、大学本部・学長室によるガバナンス改革の取組において、大学全体としてのガバナンスの透明化、浸透とともに、研究倫理をはじめとする法令順守等に基づく適正な法人運営を掲げ、IR機能の活用による学内資源の再配分等を進めている。

「岐阜大学の将来ビジョン」

<https://www.gifu-u.ac.jp/about/objectives/vision.html>

研究公正の推進のための人材配置について、部局長（研究倫理教育責任者）のサポートとなるよう、研究活動上の不正行為防止の基礎となる環境整備等に関することを所掌する研究公正推進室の室員に、研究担当の副学部長を任命している。

岐阜大学の将来ビジョン (2025年に向けて)

「地域活性化の中核拠点であると同時に、強み・特色を有する分野において全国的・国際的な教育・研究拠点の形成」を目指します。

- 第3期中の取組 -



岐阜大学の将来ビジョン